

第 2 次胎内市総合計画

（平成 29 年度～38 年度）

基本計画（案）

基本理念	基本政策
基本構想	

「自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」

3つの
基本方針

- 市民協働
- 選択と集中
- 未来への投資

基本政策1	子育て・教育・学び
子どもの成長、豊かさと 生きる力を育むまちづくり	

基本政策2	健康・福祉
健やかで生きがいを持って 暮らせるまちづくり	

基本政策3	産業・雇用
人をひきつける 活力のあるまちづくり	

基本政策4	生活基盤
まちの成長を支える しなやかな基盤づくり	

基本政策5	自治・協働
市民と行政の協働 によるまちづくり	

主要施策	
基本計画	

- 1 子育て支援
- 2 子どもの教育
- 3 結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり
- 4 郷土の歴史・文化
- 5 生涯学習
- 6 生涯スポーツ
- 7 健康づくり
- 8 医療体制づくり
- 9 地域福祉
- 10 高齢福祉
- 11 障がい福祉
- 12 生活保護
- 13 農業振興
- 14 商工業振興
- 15 観光・交流
- 16 雇用対策
- 17 自然環境
- 18 生活環境
- 19 地球温暖化対策
- 20 居住環境
- 21 地域交通
- 22 防災・減災
- 23 交通安全・防犯
- 24 市民協働
- 25 広報・広聴
- 26 人権の啓発・擁護
- 27 男女共同参画
- 28 行政運営
- 29 財政運営

1. 子育て支援

■10年後のまちの姿

- ◇ 出産・育児と仕事の両立が図られ、多様なライフデザインを選択できています。
- ◇ 多様な育児支援制度や、子育てを温かく見守り・支える市民や地域の存在により、子どもが健やかに成長できる魅力的なまちになっています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、子育て世帯のニーズを把握するとともに、出産・育児と仕事の両立が図られるよう、企業等と連携し課題に取り組みます。また、子育て等についての相談体制を整備し、行政のみならず子育て世代が集う機会等の創出を図ります。

市民等は、子育て世帯を温かく見守るとともに、必要に応じて支援の手を差しのべます。そして、子育ての当事者は、悩みを抱え込まずに相談し合います。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 市内には公立私立合わせて保育園が8か所、認定こども園が2か所あり、延長保育や一時預かりのほか園開放等保護者からの保育ニーズに応え保育を実施してきました。● 病児・病後児保育については、保護者から開設の要望が寄せられていたため、平成29年開設に向け、病児・病後児保育環境の整備を進めてきました。● 地域での子育てを支援する拠点として、ほっとHOT・中条をはじめ7か所に地域子育て支援センターを設置し、遊びの場や親子の交流の場の提供、育児相談、育児講座等を行ってきました。● 「育児の援助を受けたい方」と「援助を行いたい方」から登録をいただき、地域の支え合いの中で保育園等の降園後の預かり等の育児支援を行うファミリー・サポート・センターの運用を開始しました。● 国が運用する児童手当制度に加えて、18歳までの子どもを対象とした医療費の助成や第3子以降の保育料の無償化（所得が一定額以上の場合は半額）等の支援を行ってきました。● 小学生を対象とした放課後児童クラブでは受入れを6年生までとし、19時まで開設してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 市民アンケートでは子育て分野の取組に対する満足度評価では、約3割が「満足」、約5割が「どちらとも言えない」となっています。● 毎年4月時点では入園希望者を全て受け入れることができていますが、年度途中での入園希望には対応し切れていない状況です。● ファミリー・サポート・センターの援助を受けたい登録者および利用実績が増加していますが、子育て世帯への調査では保育園・認定こども園以外の育児支援制度の認知度はあまり高くありません。● 発達障害の子どもを養育している家庭やひとり親家庭等、手厚い支援が必要な世帯が増加傾向にあります。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 少子高齢化が進む中、まちの宝である子どもを社会全体で支えていくことが一層重要になってきます。● 市内では、子育て世代の就業率が高く出産後も復職・就労を希望する割合が多いことから、親世代の仕事と育児の両立のために、低年齢児や病児・病後児への対応といった支援制度の充実を図る必要があります。● 一部の子育てサービスの認知度が低いため、必要な世帯に必要な支援が行き届くよう認知度や利用実績の向上を図る必要があります。

(2) 施策の内容

① 保育や預かりサービスの拡充

- ◇ 待機児童の通年解消に向けて、特に3歳未満児保育（乳児保育）の拡充を図ります。
- ◇ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育の継続や、休日保育、病児・病後児保育の充実および質の高い保育の提供とこれを実現する保育人材の確保に取り組みます。
- ◇ 就労等により昼間保護者が不在となる家庭の小学生のために放課後児童クラブの開設を継続するとともに、受入体制の強化を図ります。

② 子育て世帯に寄り添う相談・支援体制の強化

- ◇ 助産師や保健師による家庭訪問、各種健診、子育て支援センターの相談機能等の拡充を図ることで、妊娠期から切れ目なく子育て世帯と気軽に相談しやすい関係を構築します。
- ◇ ファミリー・サポート・センターの活動や保育園の一時預かりの充実、医療機関との連携などにより、子育て世帯の悩みや相談に対応できる体制を整えていきます。
- ◇ 子育てサークル等の活動を支援することにより子育て世帯の孤立化を防止します。
- ◇ 児童家庭相談員を配置し、子どもの見守り体制の強化を図ります。
- ◇ 医療費助成の対象となる範囲や保育園等の受入体制の更なる整備、各種助成の内容や対象の拡充を検討します。

③ 支援を必要とする世帯への対応の強化

- ◇ こころとことばの相談事業等の相談体制を強化するとともに、健診等未受診の家庭を積極的に訪問するなど、問題を早期に発見し、保護者が悩みを抱え込まないよう支援を行います。
- ◇ 各種手当による金銭的支援、家事援助等の生活支援やファミリー・サポート・センターの拡大等体制づくりを行い、支援を必要とする世帯を支えています。

④ 子育てに関する理解の促進

- ◇ 子育てを見守り支える社会をつくるため、各種啓発活動に取り組みます。
- ◇ 子どもを対象としたイベントや子どもの遊び場を設けることにより、子育てしやすい環境づくりを進めます。
- ◇ 祖父母の協力による子育てを後押しする体制づくりを推進します。
- ◇ 企業主導型保育事業の展開や時短勤務・育休の推奨について、市内企業に働きかけを行い、実現に向けた検討をともに進めます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
10月1日時点の待機児童数	19人	0人	0人
ファミリー・サポート・センターにおいて依頼に対して援助できた割合〔年間〕	100%	100%	100%
子育て支援制度を認知している市民の割合 (アンケート調査)	69.4%	75%	80%

2. 子どもの教育

■10年後のまちの姿

- ◇ 子どもの成長や自立を支えるため、学校、保護者、地域や企業・団体等が積極的に協力して実現する質の高い教育環境が注目を集めています。
- ◇ 自分で考え学び、自己への責任と郷土への愛着と誇りを持ち、ふるさとと日本の将来に貢献できるようなたくましい人材が育っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、学校や関係機関等と連携しながら、子どもの可能性を伸ばす優れた取組や教育環境の提供に努めます。

市民等は、地域で子どもを育てるという意識を持ち、子どもの成長や学校運営を見守るとともに、地域の一員としての意識が高まるよう、子どもたちが行う地域貢献活動を応援します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内には小学校が5校、中学校が4校あり、「教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み」という理念のもと、ふるさと学習やキャリア教育、国際交流・外国語活動等様々な取組を展開してきました。 ● 平成22年4月には柴橋小学校、本条小学校の統合により胎内小学校が、平成25年4月には黒川小学校、鼓岡小学校、大長谷小学校の統合により黒川小学校が開校しました。 ● 旧耐震基準で建設された中条小学校、黒川小学校、中条中学校、築地中学校、黒川中学校の5校で耐震診断および耐震改修を実施しました。 ● 平成27年度から施設見学にも対応した新たな給食センターを稼働させました。 ● 学校給食において地域の食材の提供をはじめとする食育に取り組んできました。 ● 地域住民や保護者、学校関係者が連携・協力して、子どもの教育を支援する体制づくりを進めてきました。 ● 経済的な理由で就学等が困難な人のために、学校給食費や学用品費等の一部を援助する就学援助制度や、高校生や大学生等を対象にした無利子の奨学金制度を設けてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケートでは子どもの教育に関する満足度が高く、キャリア教育の分野では市内の学校が平成25年から3年連続で文部科学大臣表彰を受けています。 ● いじめや不登校の実態把握と未然防止に取り組んだ結果、いじめの認知件数は減少傾向にあり、不登校児童生徒の発生率も減少しています。 ● 学校支援ボランティアの登録が行われているほか、平成28年度から黒川小学校では学校と保護者、地域住民等が連携して学校運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設立準備を進めています。 ● 市内には県立・私立高等学校が2校立地していますが、市内に居住する15歳以上（専門学校生、大学生を含む）の通学先は、7割超が市外となっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケートでは子どもの教育の充実が優先度の高い施策の1つとなっており、学校や地域住民等と連携しながら今後も優れた取組を継続して提供していくことが重要です。 ● 経年劣化に対応した改修をはじめとする施設の長寿命化に取り組んでいく必要があります。また、子どもの数は減少していくことが予想されることから、今後の学校の在り方を検討する必要があります。 ● 子どもが志を持ち、希望する学校に進学ができるような教育環境の整備が必要です。

(2) 施策の内容

① 健康な心身と豊かな人間性を育む教育の提供

- ◇ 子どもの体力向上、芸術・文化教育、食育に取り組みます。
- ◇ いじめや不登校の実態把握と未然防止に引き続き取り組みます。
- ◇ 特別支援学級や関係機関と連携して、就学前から青年期、成人期以降まで継続性をもった教育相談支援体制を構築します。
- ◇ 姉妹都市交流等を通じて子どもの国際感覚を育みます。

② 確かな学力を習得する教育プログラムの提供

- ◇ 「分かる・できる」授業の改善や、学校と家庭が連携した家庭学習の習慣化に継続して取り組むことにより、確かな学力を身につける子どもを育てます。
- ◇ 学校評価や教職員の研修、教育補助員の配置等により、指導力の向上を図ります。

③ 学校・家庭・地域の連携によるふるさとを学び・つくる教育の推進

- ◇ 地域や市内企業・団体と連携してふるさと学習やキャリア教育の充実を図り、「学」「社」連携の体制整備と取組を進めます。
- ◇ 地域による学校支援活動（学校の教育活動や環境整備、子どもの登下校の見守り等）をより充実させていきます。また、放課後子ども教室や放課後学習支援、公民館や空き家、学習塾等を活用した学外の居場所・学びの場の開設支援等により、地域で子どもを見守り、育てる体制を構築します。
- ◇ 地域を基盤とする子ども会等の地域コミュニティの在り方を検討するとともに、活動への支援を図ります。
- ◇ 「地域とともに歩む学校づくり」の実現に向けて、市内全小中学校のコミュニティ・スクールの指定を目指します。

④ 学校施設の長寿命化・最適化

- ◇ 子どもの教育環境に与える影響や利便性等を考慮しながら、将来の児童生徒数の減少に対応した学校の在り方を検討します。
- ◇ 校舎の長寿命化や非構造部材の耐震化、ICT機器等の導入等、教育環境の整備を図ります。
- ◇ 老朽化に関する学校施設の点検にあわせて防犯・防災の対策についても検討を行います。

⑤ 高等教育等の対策

- ◇ 経済的な事情により進学を諦めることがないように奨学金や家庭への支援を継続して実施します。
- ◇ 市内に立地する高等教育機関等と連携した学習機会や交流等により、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
小中学校での不登校（30 日以上）児童生徒の割合〔年間〕	0.91%	0.8%	0.7%
全国標準学力検査（NRT）の教科総合偏差値平均	小学校 54.0 中学校 50.4	小学校 55 中学校 51	小学校 56 中学校 52
コミュニティ・スクール導入小中学校数〔累計〕	0 校	4 校	9 校
大学等の高等教育進学率	56.3%	61%	66%

3. 結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり

■10年後のまちの姿

- ◇ 若者が結婚・妊娠・出産の希望を叶え、市内には新しい家族や子どもが多く暮らしています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、結婚・家族の在り方等に関する啓発を行うとともに、結婚・妊娠・出産に関する市民の希望を叶えるサポートを行います。

市民等は、若者に対するライフデザインの学びの機会や出会いの場にもなるような空間・イベントづくりに協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 平成26年度から市が委嘱したブライダルアドバイザーが出会いから結婚までを支援する「たいない婚活プロジェクト」を実施しました。● 出会いの場となる交流イベントの開催やイベント情報等を提供する「たいない交流・出会いサポートメール」の登録・発信を行ってきました。● 不妊に悩む夫婦を対象に、高額な治療費の負担を軽減するため県の事業に上乘せして助成してきました。● 家庭や地域で少なくなった乳幼児と触れ合う機会を補う場として、中学生を対象にした赤ちゃんふれあい教室を実施しました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 平成26年度から開始した「たいない婚活プロジェクト」には、これまで延べ60人が登録し、4組の結婚・婚約に結びついています。● 出会いと結婚・家庭に関するアンケート調査では、結婚の障壁として「出会いの場所がない」、「ふさわしい相手にめぐり合わない」ことが多く挙げられています。● 胎内市の合計特殊出生率は、昭和50年代では2を超えていましたが、現在は約1.5となっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 人口減少に歯止めをかけるため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えることが地方創生の大きな柱の1つであり、事業の成果を見ながら実施内容を改善していく必要があります。● 結婚に対する意識の醸成に向け、中学生から20歳代を対象に、家族・結婚・妊娠・出産・子育て等将来の人生設計（ライフデザイン）を具体的に考える場を設けるなど、一人一人が自分らしい結婚や家庭生活を実現できるよう応援することが求められます。● 交流イベントをはじめとする婚活支援や出会いを望む方等に必要な情報が行き届くような仕組みづくりが必要です。

(2) 施策の内容

① 出会いの場づくり

- ◇ 県事業である「“ハートマッチ” にいがた」を通じて、登録者の出会いをサポートします。
- ◇ 地域のイベントや地域スポーツクラブ等の取組と連携して、出会いの場づくりを行います。
- ◇ 周辺自治体等と連携して婚活イベントを開催します。

② 結婚・妊娠・出産への意識醸成と支援

- ◇ 生徒・学生や未婚者を対象にライフデザイン講座等を開催して、若者が結婚・妊娠・出産を含めた将来の人生設計を前向きに考える後押しをします。
- ◇ 子育てや教育等に関する支援制度のPR、検診および医療費の助成等を行うことで不安感や負担感の軽減を図ります。

③ 妊娠・出産を支える相談・医療体制の充実

- ◇ 妊娠期からの切れ目のない相談しやすい関係づくりやパパママ学級の実施により、手厚い相談・支援体制を構築し、妊娠・出産に対する不安の解消や母子の健康の増進を図ります。
- ◇ 安全で安心できる妊娠・出産のため、市内および周辺の医療関係者と連携を図りながら周産期医療体制の整備に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
“ハートマッチにいがた” の市民登録者数	—	40 人	65 人
出会い等に関するイベントの市民参加者数〔年間〕	—	60 人	80 人
ライフデザイン講座や赤ちゃんふれあい教室等の参加者数〔年間〕	—	130 人	230 人
出産後助産師・保健師等からの指導を十分に受けることができたと答える人の割合〔年間〕	93.9%	94%	95%

4. 郷土の歴史・文化

■10年後のまちの姿

- ◇ 歴史・文化に触れることを通じて、多くの市民が郷土への関心や愛着を深めています。
- ◇ 歴史・文化に関心を持つ市民による自主的な取組が生涯学習活動や地域の活性化につながっています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、まちの財産である文化財等の保存・継承に責任を持つとともに、その実現のために文化財等の魅力を伝え、その活用を図ります。

市民等は、身近なまちの歴史や文化に関心を持ち、その魅力について周りに積極的に伝えることに努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史と自然が豊かな胎内市では考古資料と天然記念物を中心に90件超の国・県・市指定文化財があり、この文化財の保護と維持管理を行ってきました。 ● 胎内市の歴史・文化を後世へと伝えるため、奥山荘歴史館、黒川郷土文化伝習館、桃崎浜文化財収蔵庫、考古資料室・民俗資料室、シンクルトン記念館等の施設で文化財をはじめとする歴史・文化資源の保存と公開を行ってきました。 ● 施設運営等を通じて文化財保護団体やボランティアガイドの育成に取り組んできました。 ● 城の山古墳を題材にした文化財シンポジウムや燃水祭、板額の宴といった地域の歴史に触れるイベントの開催や、文化財を解説する説明板の設置等を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 国指定史跡奥山荘城館遺跡等を中心に遺跡の発掘調査を行っており、調査が完了したもののから整備、公開を進めているほか、指定を新たに受けた文化財が年間1件程度増えています。 ● 総合学習やふるさと体験学習等の機会に文化財関連施設を活用していますが、利用者数が概ね横ばいとなっており、目標値には届いていません。 ● 史跡や文化財には指定されていない街並みや寺社仏閣も貴重な歴史・文化資源であり、平成23年3月に県が作成した「文化・歴史探訪 まち歩き・まち巡りガイドマップ（新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町）」では、「幕末の良港・桃崎浜の繁栄を偲ぶ」と「まちなかに残る宿場町・中条の面影」の2コースが取り上げられています。 ● 坂井神楽保存会、鍬江芸能保存会および獅子舞保存会の神楽舞や獅子舞が市の無形民俗文化財に指定されているほか、他団体等も伝統芸能の保存と継承に取り組んでいます。 ● 文化財の保護や各種イベントの開催にあたり、200名以上の会員を有する奥山荘郷土研究会や板額会、中条会津ハー一会等の団体の協力を得ているほか、歴史や街並みを紹介する胎内市観光ボランティアガイド等多くの個人が協力してくれています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケートでは「建造物や遺跡の保存・調査活動」を望む声が多く、目に見える成果を期待する様子がうかがえますが、文化財関連施設の利用を促進するために文化財等を通じて、広くまちの歴史・文化を学べるような総合的な取組が必要です。 ● 地域コミュニティの中心であり文化財を収蔵することも多い寺社仏閣が全国的に存続の危機を迎えていると言われており、文化財以外の歴史・文化資源についても保存・継承していく仕組みづくりが必要です。 ● 無形文化財については、存続に向けて活動する団体はあるものの、全体として担い手は減少傾向にあり、対応が必要です。

(2) 施策の内容

① 文化財の調査と保護

- ◇ 遺跡の調査・発掘や郷土資料の収集・保管、収集済の文化財の保存・活用、歴史的価値の高い城の山古墳の国指定史跡指定等、貴重な歴史・文化資源が失われないよう調査と保護を計画的に行います。
- ◇ 分散して立地している複数の文化財関連施設で巡回展を開くなど、市民が多くの歴史・文化に触れ、学ぶことができる機会を提供します。

② 伝統文化の保存と継承

- ◇ 生涯学習や地域活性化の取組と連携して、各集落に伝わる神楽舞や獅子舞等の伝統芸能や祭り等の行事を継承する団体等への新たな支援策を検討します。
- ◇ 学校との連携により、総合学習やふるさと体験学習の中で、子どもが地域の歴史や伝統芸能に触れる機会を増やします。

③ 歴史・文化資源を生かした地域の活性化

- ◇ 文化財シンポジウムの開催や説明板の設置、既存の史跡公園等施設の積極活用やICTを活用した文化財に関する多角的な情報発信に取り組みます。
- ◇ 寺・神社を中心とした祭礼等の営み、周りの市街地景観といった周辺環境も含めた文化財を取り巻く歴史的風致の維持等に取り組みます。
- ◇ 地域の活性化に取り組む市民団体の支援や地域の魅力発見やモデルルート作成、語り部の育成等の講座の開設等を通じて、その土地の物語を掘り起こし、発信する取組を支援します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
国県市指定文化財数〔累計〕	92 件	97 件	102 件
伝統芸能等保護活動団体数	10 団体	10 団体	10 団体
文化財施設（奥山荘歴史館・黒川郷土文化伝習館・シンクルトン記念館・胎内市美術館・桃崎浜文化財収蔵庫）の入館者数〔年間〕	10,480 人	10,880 人	11,210 人

5. 生涯学習

■10年後のまちの姿

- ◇ あらゆる年代の市民が芸術に触れ、学ぶ意欲を満ち、学んだことを生かしたり、発表したりすることができる場があるまちになっています。
- ◇ こうした活動を通じて、生きがいや多世代とのつながりを持ち、豊かな人生を送る市民が増えています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、芸術に触れる機会や活動場所の確保、団体間の交流の促進、情報提供等の支援によって、市民が生涯学習活動に取り組みやすい環境づくりと自主的な活動の支援を行います。

市民等は、芸術鑑賞や芸術活動を含めた多様な学習機会への積極的な参加や企画・運営への参画を通じて自ら学び、交流するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 市内には公民館や図書館、産業文化会館のほか、胎内昆虫の家、胎内自然天文館、胎内クレーストーン博士の館、胎内陶芸体験館、美術館等の展示・観覧施設があり、それぞれの施設で多様なイベントや学習・体験等の市民講座を企画・開催してきました。● 市民からの申請に基づいて、社会教育関係団体の認定を行い、認定団体に対して各種情報提供、団体間の交流・連携の促進、社会教育施設の使用料の減免等の支援を行ってきました。● 市民が実施する文化・芸術分野を含む様々な活動に対して助成してきました。● 市民の日頃の活動成果を発表する場として、胎内市美術展覧会、ジュニア美術展覧会やマナビップフェスタ等のイベントを開催してきました。● 平成27年にきのと交流館が、平成28年に胎内市美術館がオープンしました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 公民館や図書館の利用者数が減少しているほか、展示・観覧施設では利用者数が概ね概ねばいとなっており、目標値には届いていません。● 生涯学習活動の拠点となる中央公民館と図書館は、耐震改修を行いましたが、築約60年が経過しており、機能面や維持管理の面で問題を抱えています。● 市内では社会教育団体の認定を受けたものだけで40を超える団体が活動していますが、市民アンケートでは生涯学習活動等に「よく参加している」または「ときどき参加している」という回答は全体の2割弱に留まっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 高齢化が進む中で“生涯”学習のニーズや重要性が一層高まることが予想されるため、限られた人の活動から、より多くの人に関わり、誰でも気軽に参加できるものへと生涯学習の輪を広げていく必要があります。● 市民アンケートでは「施設の使いやすさ」が第一に求められており、施設の老朽化対策と併せて利用者の利便性向上を図る必要があります。また、高齢者も利用しやすい身近な活動場所の充実についても検討が必要です。

(2) 施策の内容

① 市民が参加しやすい多様な学習機会の提供

- ◇ 音楽や美術等の芸術に触れる機会を確保するとともに、イベントや市民講座を継続して開催します。
- ◇ 専門知識や特技を持った市民や学校、市内の企業やNPO等の団体と連携し、文化財、高齢福祉等各種分野の取組を巻き込んで、イベントや市民講座の魅力向上や対象年齢の拡大を図ります。
- ◇ イベントや市民講座は、できるだけボランティア等の地域の協力者を巻き込んで実施し、そのボランティアをきっかけに生涯学習活動に参加する人が増えるよう努めます。

② 市民による自主的な活動の育成・支援

- ◇ 自らの知識や特技を生かして市民講座を開きたい人、市民講座後も自主的に学習を継続したい人、地域で作品展を開きたい人等“活動したい人”を募って活動場所の紹介、仲間集めの助言、広報の手伝い等の支援を行います。
- ◇ 活動の目標ともなる成果発表の場や他団体とノウハウを共有する機会となる場を設ける等生涯学習団体が活動を続けやすい環境を整備します。
- ◇ 市民による様々な活動や講師等の情報をデータベース化し、市民が気になる活動を見つけ、参加しやすい環境を整えるとともに、市民の参加や活動団体同士の交流を促すコーディネーターを配置して、ある時は参加者が主催者や講師となり、またある時は講師が運営を支える裏方となるような循環型の生涯学習社会の実現を目指します。

③ 活動拠点の整備

- ◇ 生涯学習をはじめとする市民活動の拠点にふさわしい機能を確保するため、施設の老朽化対策の中で施設内容を充実させる建替えや改築、相乗効果を生み出す施設の集約化も考慮しながら適正配置等を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
生涯学習に関するイベント・市民講座実施回数〔年間〕	131 回	136 回	141 回
生涯学習に関するイベント・市民講座参加者数〔年間〕	23,700 人	24,200 人	24,700 人
月 1 回以上定期的に活動している生涯学習活動団体数〔年間〕	60 団体	65 団体	70 団体

6. 生涯スポーツ

■10年後のまちの姿

- ◇ 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず多くの市民が生活の中でスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を送っています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、身近な活動場所となる体育施設等の適切な管理、活動団体に対する支援、スポーツを見て楽しむ機会の創出等によって、市民が生涯スポーツ活動に取り組みやすい環境づくりと交流の促進を進めます。

市民等は、体育施設等の利用・観戦マナーを守りながら、自身の健康・体力の状態に見合った運動・観覧・ボランティア等を通じて多様なスポーツ活動を定期的・持続的に実施するとともに、活動の輪を広げるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 総合グラウンドや各地域の体育館、国際交流公園テニスコート、山村広場（胎内球場）や海洋センター等様々な運動施設があるほか、平成28年5月にはランニングコースやトレーニングルームを擁する総合体育館（通称「ぶれすぽ胎内」）がオープンしました。● スポーツ団体を支援するため、生涯学習施策と同様に社会教育関係認定団体への支援を行ってきたほか、市内のスポーツ団体への補助金の交付やスポーツバスの運行も行っています。● 市民がスポーツに親しむ機会として、スポーツフェスティバルをはじめとするレクリエーションプログラムを取り入れたイベントやスポーツ教室を開催してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 市内には上記運動施設のほかに、スキー場や海水浴場、ゴルフ場等自然の中でスポーツを楽しむことができる場所が多く存在します。● 市民の利用が多い施設、合宿やレジャー目的で市外の人利用が多い施設等利用状況は様々で、利用者数が目標値に達していない施設も存在します。● 黒川体育館や旧小学校の体育館を利用した地域スポーツ施設が概ね築40年を経過して老朽化が進んでいます。● スポーツ少年団やスポーツ団体への支援を行っているほか、平成23年2月には総合型地域スポーツクラブ「わくわくたいない」が誕生するなど、老若男女がスポーツに親しむ環境が整いつつありますが、市民アンケートでは生涯スポーツ活動等に「よく参加している」または「ときどき参加している」という回答は全体の2割弱に留まっています。● 平成26年に私立開志国際高等学校が開校し、アスリートコースに所属する子どもが全国大会で活躍する姿が見られるようになったほか、各種種目で中学生が全国大会に進出するなどの活躍が見られます。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● スポーツフェスティバルの企画やぶれすぽ胎内の機能の検討に当たっては、競技スポーツだけでなく健康・体づくりにも配慮したものであることから、今後もより多くの市民が生活の中でスポーツに親しめるような環境や機会を整備していくことが必要です。● 平成32年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックを目途に、障がい者スポーツに対する理解や裾野の拡大を図ることが重要です。● 地域スポーツ施設の老朽化が進んでいますが、市内に多数存在するスポーツ施設の全てを今後も維持していくことは財政上困難であることから、廃止を含めた対応を検討することが必要です。

(2) 施策の内容

① 習慣的な運動につながる多様なプログラムの提供

- ◇ 総合型地域スポーツクラブやその他の活動団体と連携し、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず参加しやすくなるような医療・福祉分野の取組を巻き込んだ多様なプログラムの提供に取り組みます。
- ◇ 子どもがスポーツに触れるきっかけや、体力向上や社会性を培う場としても貴重な場となっているスポーツ少年団・スポーツ教室の活性化に向けて、指導者の育成や負担軽減、親子で参加できるプログラムの提供等に取り組みます。
- ◇ 砂浜、登山道、河川堤防等の場所において、自然に親しみながら健康・体力づくりにもつながる運動ができるような環境整備を検討します。

② 施設の適切な維持管理と利用促進

- ◇ 各施設については、体育施設としての利用状況や市民の利便性に加えて防災機能等を総合的に評価し、廃止を含めて今後の利用計画を検討します。
- ◇ 管理運営や利用促進に民間のノウハウや資金、人材を積極的に活用して、施設の有効活用を図ります。
- ◇ ぷれすぽ胎内、総合グラウンド、リバーサイドパーク等の拠点施設が集積するエリアを健康・体力づくりの拠点と位置付け、障がい者を含めた多様な市民が利用しやすい環境づくりをソフト、ハードの両面から検討します。

③ スポーツを通じた交流の促進と地域の活性化

- ◇ 胎内リゾート周辺の体育施設を活用し合宿する団体、私立開志国際高等学校等胎内市とつながりのある団体、選手等との交流を通じて、競技者だけでなく一般市民も観戦・応援やボランティア等でスポーツの魅力に触れる機会を創出します。
- ◇ レベルの高い競技を見る、専門家から指導を受ける等により、トップアスリートを目指すきっかけづくりや市民のスポーツ活動に触れる機会の増大を図ります。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
1 回 30 分以上の運動を週 2 回以上実施し、1 年以上継続している市民の割合 (アンケート調査)	男 13.7% 女 12.4%	男 20% 女 15%	男 20% 女 15%
ぷれすぽ胎内 (トレーニングルーム) の延べ利用者数 [年間]	11,250 人	15,000 人	18,000 人
スポーツ・ツーリズムイベント参加者数 [年間]	456 人	750 人	1,000 人

7. 健康づくり

■10年後のまちの姿

- ◇ 市民が疾病の予防や悪化防止に努め、生きがいや張り合いを感じながら生活を送っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市民の心と体の健康を守るため、健康に関する啓発や専門的な指導、市民活動に対する支援等を行います。

市民等は、自分の健康は自分で守るという意識のもと、適切な生活習慣を心がけるとともに改善し、各種健康診査や元気づくりプログラム等に積極的に参加するとともに、関心のあるボランティア活動に参加します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 健康対策を、病気を減らす「疾病対策」と生きがいや触れ合いを増やす「元気対策」の2つを柱に総合的な健康づくりに取り組んできました。● 疾病対策では、各種健康診査、健康相談、健康教育、予防接種等を実施しています。これらを実施するに当たっては、多くの市民に利用してもらえるように、個人通知や広報等による案内、保健推進員等の地区組織を活用した呼びかけを行ってきました。● 元気対策では、健康づくりボランティア（元気ふれあい広め隊）を育成し、市民協働で元気づくりプログラムを企画・運営し、多くの市民に元気づくり（生きがいや触れ合いを増やすこと）を広める活動を行ってきました。● 平成25年4月に、にこ楽・胎内がオープンし、ほっとHOT・中条と2拠点体制で健康づくり活動の研修会やイベントの開催を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 健康づくりの重点課題を生活習慣病対策、歯科保健対策、自殺予防対策、元気づくり対策の4つに定め、取組を進めています。● 特定健康診査の受診率は国、県の平均よりは高く、近年増加傾向にあるものの、目標である約6割から1割ほど低い状況です。また、特定健康診査の結果では、HbA1cの値が保健指導以上に該当する人の割合が県平均よりも高い状況です。● 元気ふれあい広め隊の活動により、元気づくりプログラムの延べ参加者数は大きく増加していますが、50歳代以下ではこうした活動の認知度が低い状況です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者の増加に伴い、医療・介護の需要増大が見込まれることから、市民の生活の質の向上および健康寿命を延伸する疾病対策、元気対策をこれまで以上に推進することが必要です。● 特に若い世代から健康づくりに関心が持てるように働きかけ、適切な生活習慣を身につけることができるような支援が必要です。

(2) 施策の内容

① ライフステージにあわせた健康づくりの推進

- ◇ メタボリック症候群対策、糖尿病対策、ロコモティブ症候群対策、子どもの肥満対策等、目的や年齢にあわせた生活習慣改善のための知識や実施方法の普及に努めます。
- ◇ 全身の健康維持につながる歯と口腔の健康のため、歯科健診や歯科指導の拡充を図ります。
- ◇ ほっとHOT・中条、にこ楽・胎内、ふれすぼ胎内の利用促進等の方策を検討し、運動に取り組めるような仕組みを構築します。

② 早期発見・早期治療の体制強化

- ◇ 特定健診とがん検診の受診率向上に向けて、実施場所の拡大や無料クーポンの配付といった取組を継続するとともに、未受診者の実態把握を行って新たな対策を検討します。
- ◇ 市内企業等と連携して、働き盛りの世代に対する疾病予防の働きかけを拡大します。

③ 元気・ふれあい・生きがいづくりの推進

- ◇ 市民協働による健康づくり活動の拠点であるほっとHOT・中条とにこ楽・胎内を中心に、元気ふれあい広め隊の育成と元気づくりプログラム等の充実を図ります。
- ◇ 地域包括支援センター（介護予防・日常生活支援総合事業等）や生涯学習、生涯スポーツの各分野と連携して、市民による地域でのサロン活動、サークル活動等を促進します。
- ◇ ストレス等によるうつ状態や精神的不調の改善および自殺予防に向けて、相談支援体制の拡充や支援者となる市民を対象にした研修等の開催に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
国民健康保険加入者の特定保健指導該当者出現率	12.5%	11%	10%
8020（20本以上の歯を有する75歳から84歳まで）を達成している市民の割合（アンケート調査）	36.2%	40%	45%
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している市民の割合（アンケート調査）[再掲]	男 13.7% 女 12.4%	男 20% 女 15%	男 20% 女 15%
胃がん検診受診率	17.8%	19%	20%
自分は健康だと思う市民の割合（アンケート調査）	77.1%	80%	80%

8. 医療体制づくり

■10年後のまちの姿

- ◇ 市民が近隣市町を含む身近な場所で必要な医療サービスを受けることができ、住み慣れた自宅等で最期を迎えることを選択できるまちになっています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、市民の生活を支える医療・救急医療の確保に努めます。

市民等は、かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用を心がけます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 市内には病院が2か所、診療所が16か所、歯科診療所が15か所あり、このうち黒川診療所、黒川診療所歯科分室については、市職員の医師および業務委託による歯科医師により診療が行われてきました。● 休日の一次救急医療（初期救急医療）を確保するため、中条地区休日診療所の運営にかかる経費の一部を負担してきました。● 休日の二次救急医療を確保するため、胎内市と新潟市、新発田市、阿賀野市、聖籠町の5市町で輪番制による病院運営事業を行ってきました。特に中条中央病院に対しては、担当医師を確保するために胎内市単独で補助金の交付等も行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 胎内市を含む下越医療圏域は、人口10万人当たりの医師数が全国平均および県平均を下回っており、全国的にも医療資源の少ない地域に挙げられています。特に胎内市には産婦人科、小児科を主とする診療所や入院できる外科がなく、市外の医療機関を利用している状況です。● 中条中央病院では医師不足で外科が閉鎖し、夜間・救急対応も非常勤の医師を確保して対応している状況です。● 高齢化が進み、高齢者等を中心に軽傷者の救急車利用が増加しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 市民アンケートでは「医療・保健体制の充実」は優先度が高いものの1つとなっており、市民のための医療・救急医療の確保に一層取り組むことが必要です。● 限られた医療資源を有効に活用するため、かかりつけ医を持つことや救急医療の適正利用を広める必要があります。● 今後も増加する高齢者については、複数の慢性疾患を抱える方や医療と介護の両方を必要とする方も少なくありません。自宅等の住み慣れた地域で治療を継続しながらも自分らしく生活でき、自宅でも安心して最期を看取れるような医療と介護の体制整備が必要です。そのためには、在宅医療を担うかかりつけ医等に対し専門医や多職種がサポートできるような連携の強化が重要です。

(2) 施策の内容

① 地域医療体制の確保

- ◇ 夜間や休日の医師の確保や中条中央病院と診療所の連携促進により救急医療体制の維持・強化を図ります。
- ◇ 限りある医療資源の効率的な活用に向けて、かかりつけ医を持つことの大切さや救急車および救急医療の適正利用に関する啓発を図ります。
- ◇ 関係市町村との協力関係のもと二次救急医療および必要な人材の確保に継続して取り組みます。
- ◇ 下越医療圏域で限られた医療資源が有効に活用されるよう各医療機関同士の連携を促進します。

② 在宅医療の推進

- ◇ 医師会や病院、その他の医療機関や介護サービス事業者等とともに、地域の医療・介護サービス資源を把握し、これを有効活用できるよう関係者や市民に対して情報提供します。
- ◇ 医療と介護の連携に向けて、関係者の顔の見える関係づくりや情報共有のための仕組みづくり、在宅医療が必要な人への調整支援を実施する相談窓口の充実を図ります。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
かかりつけ医を持っている市民（40 歳以上）の割合 (アンケート調査)	72.8%	75.0%	77.8%
下越医療圏域の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数	158.7 人	160 人	160 人

9. 地域福祉

■10年後のまちの姿

- ◇ “向こう三軒両隣”の関係のように、互いを気づかい支え合う、人にやさしいまちになっています。
- ◇ 住民主体の支え合い活動を通じて、各種の生活支援サービスを含んだ共助を担う組織が地域の中に生まれてきています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、地域の支え合い活動等に対する支援と公的福祉サービスのきめ細かい運用の両輪により、広く困難を抱える市民を支える体制を構築します。

市民等は、近所の様子を気にかけて、困った人にはお互い様の精神で支援を行う地域づくりに取り組みます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 制度の狭間にいる方や複合的な問題を抱える方を支援するため、高齢福祉や障がい福祉、生活援護の各担当や民生委員、シルバー人材センター等と連携して対応に当たってきました。● 問題のある方を発見し必要なサービスにつなげるため、また公的な福祉サービスだけでは対応しきれないケースに対応するため、地域で支え合う体制づくりを進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 身体機能や認知機能の低下、各種の虐待、貧困といった複合的な課題を抱える方が増えています。さらに、世帯当たり人員の減少や地域のつながりの希薄化により、こうした方々を支える力が弱まっています。● 自治会・集落等による地域の支え合いの体制づくりを支援しているほか、意欲のある個人の方を対象にした地域支え合いサポーターを育成しています。● 地域の取組と公的な福祉サービスをつなげる専門職であるコミュニティソーシャルワーカーの育成・配置を進めており、現在は3名います。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 制度の狭間にいる方は、問題があることに気付かれにくく、また複合的な問題を抱える方は、すぐに状況が深刻化する恐れがあることから、市民の協力を得ながらできるだけ早めに異変を発見し、必要な支援やサービスにつなげることが重要です。● 高齢化の進展や景気の低迷を背景に支援が必要な方は今後さらに増えることが予想されており、より多くの協力者の確保や相談・支援体制の充実を図る必要があります。● 市民による福祉活動に対する支援が様々な分野で行われていますが、こうした公的サービス以外の取組においても制度の狭間や分野による壁ができてしまうことがないよう地域の福祉向上という1つの大きな視点から支援や働きかけを行う必要があります。

(2) 施策の内容

① 地域における異変発見の体制づくり

- ◇ 地域の異変発見の役割を担う人となる地域支え合いサポーターの養成や、地域支え合いサポーターと協力した住民による地域の見守り・サロン活動の支援を行います。
- ◇ 地域支え合いサポーターと民生委員、自治会・集落、老人クラブ、その他の自主グループ等の地域の主要な人材の関係づくりを支援します。
- ◇ 家庭を訪問する機会の多い新聞・郵便・宅配・ごみ収集等の事業者や、電気、水道、ガス等のライフライン事業者、商店、コンビニ、スーパー、銀行や郵便局等と協力関係を築き、高齢者等の異変を早期に発見する仕組みを構築します。

② 住民による支え合い活動の推進

- ◇ 自治会・集落等による地域の支え合いの体制づくりへの支援を継続するとともに、こうした団体と連携・協働して、空き家等を利用した子どもや高齢者の居場所づくりや、地域の福祉活動の拠点の立ち上げを推進します。
- ◇ 買い物や移動の支援、食事の提供といった地域の課題に対応する組織等の立ち上げを支援します。

③ 複合的な課題に対応する専門的な体制の強化

- ◇ コミュニティソーシャルワーカーの育成を進め、各旧小学校区（13地区）に1名以上を配置することにより、住民が連絡・相談しやすく、地域支え合いサポーターからの協力要請にも迅速に対応できる体制を構築します。
- ◇ コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターや保健師、社会福祉協議会等の関係機関との連携を推進し、公的な福祉サービスによるきめ細かな対応を図ります。
- ◇ 行政機関や地域住民、福祉事業者等の関係者のネットワークづくりと定期的な情報交換を目的として、地域ケア会議等の協議の場を設けます。

④ 分野の壁を越えた情報交換や交流の促進

- ◇ 支援制度やイベント等の開催の周知を行う際には、分野の壁を越えて役に立つ情報を手に入れられるよう健康・福祉・まちづくり等の様々な分野の情報を集約して提供します。
- ◇ ほかの地域の活動団体や関連する分野の活動団体と情報交換ができるような交流の場づくりに取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
地域支え合いサポーター認定者数	0人	58人	68人
多世代の人が交流できる寄りあい施設の数〔累計〕	0か所	2か所	4か所
コミュニティソーシャルワーカー認定者数	3人	8人	13人
旧小学校区等（15地区）ネットワーク会議開催地区数〔年間〕	0地区	5地区	15地区

10. 高齢福祉

■10年後のまちの姿

◇ 介護サービスや家族・地域の支えによって、高齢になっても自分らしく、いつまでも住み慣れた地域で生活できるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、関係機関・事業者の協力を得ながら、拡大する高齢福祉のニーズに対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制（地域包括ケアシステム）を構築します。

市民等は、生活支援や介護予防等の担い手として可能な範囲で活動するとともに、こうした資源を活用しながら自己管理に努めます。

（1）現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 介護保険制度を運用して、要介護状態にある方や要介護状態になる恐れがあり日常生活の支援が必要な方に対して、施設（特別養護老人ホーム等）・居宅（ホームヘルプ、デイサービス、デイケア等）・地域密着型（小規模多機能型居宅介護等）の各サービスの提供、その他移送サービスや配食サービス、寝具乾燥サービス等の提供を行ってきました。● 市内4か所に設置した地域包括支援センターを中心に、地域で暮らす高齢者の実態を把握し、高齢者の状態に合わせた介護予防教室やすこやかしあわせ教室等の介護予防プログラムの提供を行ってきました。● 老人クラブ活動や地域のお茶の間サロン、高齢者の見守り訪問といった住民による公的サービス以外の取組の提供を支援してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 65歳以上の人口とその構成比（高齢化率）は増加を続けています。平成27年度末現在65歳以上の人口は9,735人、高齢化率は32%となっています。● 介護保険サービスの対象となる要介護認定者が増加しており、平成21年度から平成23年度には県下位だった胎内市の介護保険料は、増加傾向にあります。● 介護予防プログラムのボランティアや住民による公的サービス以外の取組の担い手として介護予防リーダーを育成しています。● 多職種協働の研修会、認知症カフェの開催、認知症初期集中支援チームの設置等の認知症対策の取組を始めています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 65歳以上の方の人数は団塊世代が75歳以上を迎える平成32年頃まで増加を続けると予想されており、増え続ける高齢者に介護制度、医療制度が対応できない恐れがあることから、介護予防の推進による元気高齢者の増加と必要な施設やサービス事業者および専門職の確保が必要です。● 増加する高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅を中心に住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。● 平成29年4月開始の介護予防・日常生活支援総合事業の狙いの1つともなっている住民等の多様な主体が参画し、自立支援に向けた多様なサービスの充実を図るにあたって、こうした活動の支援の継続が必要です。

(2) 施策の内容

① 介護予防と生きがいづくり

- ◇ 介護予防リーダーの育成を継続するとともに、地域独自に通いの場、地域のお茶の間サロン、高齢者の見守り訪問等の活動を立ち上げようとする自治会・集落等の団体への支援を行います。
- ◇ 健康づくり、生涯学習、生涯スポーツ等関連する分野の取組と連携し、すこやかしあわせ教室等の介護予防プログラムや市民講座学級事業等の生きがいづくりを実施します。

② 介護サービス・生活支援サービスの提供

- ◇ 高齢者の在宅での生活を支えるため、小規模多機能型や夜間対応等の介護サービスや、買い物支援等の住民の支え合い活動をはじめとした生活支援サービスの提供を目指します。
- ◇ 施設型のサービスについては、市民のニーズを把握し事業者の意向を踏まえながら、その整備を進めていきます。

③ サービスの提供体制の整備

- ◇ 高齢者に関する総合相談窓口となる地域包括支援センターの体制を整えるとともに、地域包括支援センターを中心に認知症への対応や介護と医療の連携、困難ケースに対応する地域ケア会議の開催等に取り組みます。
- ◇ 高齢者の生活実態を踏まえて、胎内市に合った地域包括ケアシステムのあるべき姿を検討し、その実現を目指します。

④ 安心して暮らし続けることができる環境整備

- ◇ 地域における異変発見の体制づくりを推進するとともに、自治会・集落等と連携して災害時要支援者に対する避難対応等に役立てます。
- ◇ 高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らし続けることができるように、バリアフリー化をはじめとする住宅改修等を促進するとともに、まちなかの高齢者向け住宅等の整備を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
住民主体で設置した介護予防のための「通いの場」数〔累計〕	5 か所	20 か所	30 か所
第 1 号被保険者（65 歳以上）の要介護（要支援）認定率	18.3%	18%	17.5%
要介護（要支援）認定者の介護サービス利用者の割合	85.6%	87.5%	90%
介護サービス利用者の居宅介護サービス利用者の割合	63.2%	64%	65%

11. 障がい福祉

■10年後のまちの姿

- ◇ 障がいのある人もない人も互いに支え合いながら地域で共に生活できるまちになっています。
- ◇ 障がいがある人も自分らしい生活を送ることができるよう必要な支援・体制が整えられています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、きめ細かな相談体制のもとで、一人一人の支援に係る状況を確認し、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援を行います。

市民等は、障がい者の実情を理解し、差別を許さず、必要な時は手を差しのべるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 障がい福祉の向上に向けた相談・支援の充実を図るため、平成19年度に障がい福祉に係る各種機関で構成する胎内市地域自立支援協議会を立ち上げたほか、市内3か所に設置した指定相談支援事業所で、情報提供や助言、各種サービスの利用援助等を行ってきました。● 介護や訓練、生活支援等の各種サービスを市内事業所と連携して提供してきました。● 医療費の負担軽減、重度の障がいのある方やその介護者に対する手当の支給等を行ってきました。● 障がいおよび障がい者に関する市民の理解を促進するため、障がい福祉フォーラム等の啓発・広報活動を行ってきました。また、平成25年度から関係団体と協力して胎内市障がい者アート展を開催してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者手帳の所持者は平成27年度末現在1,608人で、身体障がいが全体の4分の3を占めています。● 障がい者手帳所持者の6割は65歳以上で、高齢化の進展とともに障がい者手帳の所持者が少しずつ増加しています。● 訪問サービスの提供は胎内市社会福祉協議会が行っています。通所サービス、入所・宿泊サービスの提供は市内および市外の事業所が行っており、中には市内に事業所が存在しないサービスもあります。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 市内の事業所が不足する一方、今後は高齢の障がい者や発達障がいのある方等の増加が予想されており、必要な方に必要な支援が行き届かない事態に陥らないよう対策が必要です。● 障がい者福祉に関する法制度が大きく前進し、差別解消や虐待防止、雇用促進等について具体的な方向性や支援内容が示されたことから、当該分野における重点的な取組が必要です。● 「地域社会における共生」という障害者総合支援法の理念のもと、障がいのある方が身の危険や肩身の狭い思いを感じることがないように市民や企業、地域等に対する働きかけを強化する必要があります。

(2) 施策の内容

① 相談・支援体制の充実

- ◇ 支え合いの地域づくり等の取組とのつながりを深め、必要なサービスを受けていない方の掘り起こしや指定相談支援事業の利用促進を図ります。
- ◇ 障がいのある方の相談に適切に対応するため、指定相談支援事業所の体制強化やサービス提供事業者の充実を図ります。
- ◇ 増加傾向にある高齢ひとり暮らしや家族の虐待といったケースに対応するため、介護保険分野をはじめとする関係者との情報共有等の連携強化を図ります。

② 就労・自立に向けた支援の拡充

- ◇ 障害者雇用促進法の周知や市内企業との協力による就労の場の拡大、各種訓練や就労支援サービスの提供等によって、障がい者の就労・自立を促進します。
- ◇ 子育て支援や教育分野の関係者と一体となって、未就学期から就学期、卒業後まで一貫して支援内容を把握し、継続性を持った相談・支援が行えるような体制を構築します。
- ◇ 健康づくりや生きがいづくりに寄与し、社会参加のきっかけともなるスポーツやアート等の活動を支援します。

③ 安心して暮らせる環境の整備

- ◇ 障がい者に対する差別の解消のため、市民等に対する積極的な情報発信や問題事例の収集、問題解決に向けた働きかけを行います。特に、増加傾向にある発達障がい等の見えない障がいに関する啓発に努めます。
- ◇ 公共施設におけるユニバーサルデザインの導入、移動支援事業所の充実やボランティアの育成等により、障がい者の外出や円滑な移動を支援します。
- ◇ 市災害時の対応を強化するため、事業所等と連携した災害時要支援者支援の取組を推進します。

④ 家族に対する支援の強化

- ◇ 相談機能の強化による不安の解消を進めるとともに、短期入所や託児サービス、福祉事業所や地域の支え合いによる生活支援の提供等により、家族の負担軽減を図ります。
- ◇ 障がい者の生活を支える当事者団体や家族会等の活動に対する支援を行います。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
相談への対応割合〔年間〕	100%	100%	100%
就労移行支援・就労継続支援者数〔月平均〕	102 人	107 人	112 人
障がい福祉に関するフォーラム・アート展等の開催数〔年間〕	2 回	3 回	4 回

1 2. 生活援護

■10年後のまちの姿

- ◇ 必要な人には必要な援護がなされ、稼働世帯は就労支援等により自立した生活を送っています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、生活に不安や困難を抱える市民に不安の解消と生活の安定を提供する複層的なセーフティネットを整備します。

市民等は、互いに交流を図ることで地域の中で孤立する人がいないように接し、生活に不安や困難を抱える方がいる時は、支援を求めやすいよう寄り添います。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な保護費の支給を行ってきました。● ハローワーク等関係機関と連携して、稼働世帯に対する指導や助言等の就労支援を行い、被保護者の経済的自立を促進してきました。● 保護には至らない生活困窮者に対して、就労支援や住居の確保、家計管理、子どもの学習等を総合的にサポートするための相談・支援体制の構築を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 生活保護受給世帯および受給者は平成27年度の月平均で118世帯、143人となっています。世帯数および人数は横ばいとなっていますが、保護率は上昇傾向にあります。● 就労支援に取り組んだ結果、平成26年度には8世帯、平成27年度には稼働世帯の約3割に当たる6世帯の生活保護からの自立につながっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 生活保護の相談は、本人や家族からの自発的な相談だけでなくほかの福祉制度からの引き継ぎや外部からの情報提供による場合もあり、このほかにも保護や支援が必要な人が存在すると思われることから、補足率を向上することが重要です。● 就労支援の取組は一定の成果をあげていますが、短期間で離職してしまうケースも存在すること、生活保護受給世帯の約5割が高齢者世帯、約3割が障がい者世帯で就労が困難なケースも多いことから、取組の強化や新たな対策の検討が必要です。● 生活保護に至る前の自立支援策の強化という「生活困窮者自立支援法」による生活困窮世帯に対する支援を強化するとともに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう支援する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を鑑み、今後は子どもの育成・教育環境を整え、貧困が世代を超えて連鎖するのを防ぐための取組の強化が必要です。

(2) 施策の内容

① 生活困窮者に対する総合的な対策の実施

- ◇ 関係機関や支え合いの地域づくりの取組等との連携を強化し、生活困窮者の早期発見を図り、状況に応じて支援や保護を行います。
- ◇ 緊急保護や就労支援、住居の確保、家計管理等の総合的な支援を柔軟に提供できる体制を構築し、保護には至らない生活困窮者に対する相談機能の強化を図ります。

② 稼働世帯や子どもに対する自立生活支援

- ◇ 担当相談員や就労支援員、その他関係機関とともに、市独自の自立支援プログラムの提供や就労先の開拓を進め、稼働世帯の就労支援、自立生活支援方策の充実を図ります。
- ◇ 庁内の関係部局が協力体制をとるとともに、関係機関と貧困状態にある子どもの生活状況を把握し、子どもの居場所づくりや放課後の学習支援等の対策を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
稼働世帯で就労支援により生活保護から自立（生活保護廃止）した世帯の割合	27.3%	30%	30%

1 3. 農業振興

■10年後のまちの姿

- ◇ 付加価値の高い農産物生産や特産品の開発を通じ、「胎内」の名が広く知られるようになっています。
- ◇ ブランド化を目指していく中で、胎内産の農産物等の流通量が増え、その結果として、農業従事者の所得が維持され、新規就業者も生まれています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、土地の状況や農業者等の意向を踏まえて、経営体強化や生産機能を高める取組を支援します。

市民等は、消費者として地場産品の積極購入やPRに努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 農道や水路の整備・改修、ほ場の大規模化等の農業基盤の整備を進めてきました。 ● 自らの創意工夫に基づき、農業経営の改善を進める計画を策定した「認定農業者」に対して、農地の集積や低利資金の融資、経営相談等の重点的な支援を行ってきました。 ● 集落・地域での話し合いにより今後の地域の中心となる経営体を定める「人・農地プラン」の作成を支援するとともに、農地中間管理機構を活用して経営体への農地集積・集約化を推進してきました。 ● 洪水や土砂崩れの防止・自然環境の保全・美しい風景の形成、農業生産条件の不利な中山間地域での生産活動の維持、環境保全型農業の推進といった農地の多面的機能の維持を目的とする共同活動に対する支援も行ってきました。 ● 雇用確保と所得向上を目指して、米粉の製造や新たな特産品の開発、ハムやワイン等の加工品の製造・販売をはじめとする6次産業化に取り組んできました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の農家は、平成27年の調査において1,633戸と5年間で10%程度減少してきています。 ● 農業の販売金額では米と畜産が2つの大きな柱となっています。 ● 広域農道等の大規模施設の老朽化が進んでいます。 ● 米粉に関する協議体を発足させ米粉を用いた新商品の開発等を推進しているほか、商工会との連携によるべにはるかを活用した新商品の開発、民間企業等との協力による甘草の商品化等に取り組んでいます。 ● 農畜産物加工施設、乳製品加工センター、乳牛管理施設および胎内高原ビール園の運営を民間事業者に移行し、運営の効率化や経営の改善を進めています。市営施設である胎内ワイナリーでは毎年日本ワインコンクールで入賞を果たしています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連分野を含めると裾野の広い産業で、景観や国土保全の面からも重要であることから、今後も継続して経営所得の安定と資源の活用促進に取り組む必要があります。 ● 就業者の収入を向上し新たな担い手を確保するため、新たな作物の栽培や特産品の開発等生産品の付加価値向上を進める必要があります。 ● 農地の集約や経営体の強化等の取組により、農地面積や作付面積の減少は県内他市町村よりも低く抑えられていますが、担い手不足や高齢化の進展により今後は更なる対策が必要です。 ● 農業関連施設は多額の改修費用が見込まれることから、計画的な整備を進める必要があります。 ● 加工施設の運営の効率化や経営の改善を図るため、不採算施設や施設の老朽化対策等に取り組む必要があります。 ● 胎内市ではツキノワグマ、ニホンザルやハクビシン等による農作物等への被害が増加しており、必要な有害鳥獣対策を含めて里地里山の今後の在り方を検討する必要があります。

(2) 施策の内容

① 特産品の開発、6次産業化の促進や地域独自の取組の支援

- ◇ 胎内市の主要作物である米を用いた米粉、砂丘地園芸を守る甘草、へにはるか等を活用した商品開発の支援、農薬や化学肥料の使用量削減等の啓発、新たな特産品の開発や新技術の導入等の支援により高付加価値作物の開発を促進します。
- ◇ 商工業・観光分野と連携して、新たな加工品や特産品の開発、生産品の販路拡大に向けた情報発信力の強化等6次産業化の取組を進める地域の農業者等を支援します。
- ◇ 米の生産調整見直しという環境変化に対応する新たな作物栽培への挑戦や研究を支援します。
- ◇ 学校等における食育の取組や宿泊施設・飲食店・スーパー等と連携して地場産品の地元消費の促進を図るため、地産地消認定制度の制定を検討します。

② 1次産業を支える人材の確保

- ◇ 効率的かつ安定的な農業経営等を担う主体として、認定農業者の育成および農業法人の設立に向けた集落・地域の合意形成を促進します。
- ◇ 高等教育機関等との連携による農業等の後継者の育成と確保を推進します。
- ◇ 地域おこし協力隊制度を活用して集落・地域の活性化を促進します。

③ 農業生産基盤の確保と有効利用の促進

- ◇ 持続可能な力強い農業を実現するため、集落・地域が抱える人と農地の問題解決に向けた話し合いを行い、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を進め、担い手の営農規模拡大と経営の効率化を促進します。
- ◇ 農道や水路等の農業関連施設の計画的な補修・整備に取り組みます。
- ◇ 関係機関と連携して、地域の実情を踏まえた鳥獣被害対策を推進します。
- ◇ 農業振興地域整備計画の見直しを行い、今後も積極的に生産の維持を図っていく箇所を明確にします。

④ 条件不利地域における農業生産の継続支援

- ◇ 広域的な取組による農地の多面的機能の維持、環境保全に効果の高い営農活動による集落・地域の共同作業や農村体験等の交流事業の実施、集落営農組織への移行を促進します。
- ◇ 生産品の販路拡大を図るため、商工業分野や観光分野等と連携した取組の実施を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
第1次産業就業者の1人当たり生産額	4,130千円	4,130千円	4,130千円
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における各類型の指標に到達している者	66人	129人	181人
担い手への農地集積率	69.2%	84.8%	90%
各活動(多面的、中山間、環境保全)の取組面積合計	1,659.89ha	2,034ha	2,436ha

14. 商工業振興

■10年後のまちの姿

- ◇ 全国的にも知名度の高い大企業と地元の中小企業が得意とする分野で成長し、協力関係を築くことで市内の商工業が活性化し、元気な商工業が市内経済を牽引しています。
- ◇ こうした環境の中から起業、独立、既存企業の新たな事業分野の展開等の新しい活力が生まれています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市内企業が活発な事業運営ができるように必要な環境整備に向けての支援を行うとともに、市民の雇用確保も企図した企業誘致活動に取り組みます。

市民等は、新規創業等に対する理解に努めるとともに、自ら起業等に積極的にチャレンジします。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 「胎内市企業設置促進条例」に基づき、各種優遇措置制度を設けて、企業立地や新産業の育成を図ってきました。 ● 特に新潟中条中核工業団地や市営工業団地については、関係機関や地域内企業からの情報収集、各種広報媒体等を通じた情報発信、イベント出展によるPR活動等様々な誘致活動を展開してきました。 ● 商工業者の運転・設備資金を対象にした貸付制度や貸付に伴う信用保証料の全額補給等市内産業および中小企業の育成・支援を行ってきました。 ● 地域経済振興対策として発行されるプレミアム付き商品券・建設工事券に対してプレミアム分の補助を行い、地域経済の活性化を図ってきました。 ● 「胎内市中小企業・小規模企業振興基本条例」を施行し市内企業の振興を推進する体制を整えました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内市の産業別の従業者数・売上金額は、大企業が立地する製造業が大きな柱となっています。次に多いのは卸売業・小売業、建設業ですが、中小企業の多いこの2業種は近年従業者数・売上金額が減少してきています。 ● 生産年齢人口の減少により就業者が全体的に減少しています。一部企業から人手不足の声が聞こえているほか、事業継承が困難となり廃業を検討している事業者も存在します。 ● 各種優遇制度の拡充や国の景気刺激策による企業業績の改善等を背景に10年間で約20社の企業誘致、470人分の雇用創出を実現しています。 ● 中条・黒川両商工会に対する支援を通じて市内企業の経営力の強化を図っています。 ● プレミアム付き商品券、建設工事券は、毎年2億～3億円（プレミアム分を含む全利用額）が利用されており、地域にはその数倍の経済効果を与えていると考えられます。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸売業・小売業、建設業をはじめとする市内の中小企業・小規模企業の置かれている状況を踏まえて、「胎内市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づく支援を総合的かつ計画的に進める必要があります。 ● 新規企業の進出が進んだとはいえ工業団地にはまだ空きがあることから、新潟中条中核工業団地に集積が進む航空機産業等の企業や業種ごとの設備投資動向等を分析し、優遇制度の検討や必要な環境整備に継続して取り組む必要があります。 ● 事業開始から10年を経過しているプレミアム付き商品券事業等は、事業の効果を検証した上で、実施内容を改善していくことが必要です。また、後継者問題や人手不足等の問題については、関係者同士の協力により解決を図ることが必要です。

(2) 施策の内容

① 中小企業への支援の充実

- ◇ 市内の事業所のニーズを踏まえて、中小企業・小規模企業等の支援のための計画を策定します。
- ◇ 策定した計画に基づいて、それらの企業等の継続的発展や意欲ある取組を支援するために、市場調査や販路開拓、人材育成、人材確保等の施策の拡充を図ります。
- ◇ 県や金融機関と連携して、中小企業・小規模企業等の経営基盤の強化や設備投資等の支援の拡充を図ります。

② 優良企業の誘致推進

- ◇ 工業団地の有効活用に向けて、関係機関や地域内企業に対して情報収集や新規立地、事業拡大の働きかけを継続して行うとともに、収集した情報に基づく優遇措置制度の見直し、工業団地の認知度の向上に向けた各種のPR等に取り組みます。
- ◇ 進出企業との交流・連携を強化し、環境整備等のニーズの吸い上げを図るとともに、航空機関連産業をはじめとする産業の集積化に向けた関連企業の誘致活動を推進します。
- ◇ 胎内スマートインターチェンジ（仮称）の整備を推進し物流の利便性向上を図ります。

③ チャレンジやイノベーションを生む環境づくり

- ◇ 地域産業の活性化と魅力的な雇用の創出のため、若者等の力を引き出すため、積極的な起業家支援等に取り組みます。
- ◇ 中条市等を活用した挑戦の場づくり、空き家・空き店舗を活用したチャレンジショップ等インキュベーションに関する取組や金融機関と連携した融資制度の拡充等を検討します。

④ 商工会と連携した商業の振興

- ◇ プレミアム付き商品券に代わる新たな商業振興策を検討します。
- ◇ 商工会に対する支援を通じて、相談機能の強化等を進め、経営の安定化と身近な商業機能の維持を図ります。
- ◇ 中心市街地の空き店舗等を活用した、商業・サービス業等の新たな挑戦（新規創業等）を促進します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
販路開拓補助金の利用件数〔年間〕	5 件	5 件	5 件
企業立地促進に関する基本計画における指定業種の付加価値額	501 億円	526 億円	552 億円
企業立地数〔年間〕	2 社	2 社	2 社
新規起業家数〔年間〕	10 件	10 件	10 件

15. 観光・交流

■10年後のまちの姿

◇ 豊かな自然や歴史・文化等を舞台に、おもてなしの心を持った市民と何度も胎内市を訪れるファン、新たな観光客との活発な交流が行われています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市内の主要な観光施設の適切な運営とともに、まちぐるみで着地型観光を推進するための合意形成に向けた支援等に取り組みます。

市民等は、地域の魅力に誇りを持ち、観光客の受け入れに理解を示し、それぞれの立場からおもてなしに協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成22年度に胎内リゾートエリアを中心とする6施設で指定管理者制度を導入する等、民間事業者のノウハウを活用しながら運営の効率化や経営の改善を進めてきました。 ● 着地型観光を推進するため、関係団体や市民との協働により旅行プランの作成や新たな観光資源の掘り起こしを進めてきました。 ● 胎内型ツーリズム推進協議会301人会や受入農家の協力を得て、豊かな自然とそこに住む人との触れ合いを通して自然・農業・宿泊生活を体験する教育体験旅行や市内小学校のふるさと体験学習を提供してきました。 ● 観光協会をはじめとする関係団体と連携して、観光情報の発信、誘客の促進や観光資源・特産品等のPRに寄与する様々なイベントの企画・運営を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光入込客数は、近年100～110万人の間で横ばいとなっており、県内からは日帰り客が多く、宿泊客は減少傾向にあります。 ● 市有施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて建設されており、老朽化が進んでいます。 ● 平成26年度から観光ボランティアガイドの育成に取り組み、これまでに11名のガイドが誕生したほか、楡形山脈トレッキングツアーや乙宝寺おまんたらさま法要ツアー等の観光プランが存在しています。 ● 農家民泊の受入は市内全小学校、市外3校の計8校、1千人前後で推移しています。 ● イベントの来場者数は平成22年度の約11.7万人から平成26年度の13.7万人へ大きく増加しており、誘客や観光資源等のPRの場として機能しています。 ● 胎内検定実行委員会や板額会等の団体と協力して新潟館ネスパスや名古屋県人会まつり等に出店し、県外でのPRにも取り組んでいます。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方創生の考え方の中で、地域資源を生かした収益が見込まれる仕事の1つとして観光への期待が高まっており、まちの魅力をいかにPRし消費を促していくか、そしてこうした取組を強力に進める体制を構築できるかが課題となっています。 ● 現在の主要な来訪者となっている県内からの日帰り観光客については、滞在時間や1人当たり消費額の向上を図るために、受入体制の強化も含めた魅力的な観光プランの作成や食、遊び・体験等の魅力向上等の対策が必要です。 ● 新たな宿泊客の獲得のためには首都圏や増加する訪日外国人観光客に向けたPR等が必要です。 ● 施設の多くが老朽化に伴って維持管理費の増加や集客の減少という課題を抱えており、閑散期対策による利用率の向上や施設の老朽化対策が必要となっています。

(2) 施策の内容

① 魅力的な観光プランの提供

- ◇ 市内の豊富な自然や各種観光資源、歴史・文化資源、イベント等を活用した、真に誘客・消費につながる季節ごと、目的別の重点モデルコースを作成し、店舗やガイド等の受入体制、情報発信も含めたパッケージ化に取り組みます。
- ◇ モデルコースの作成に当たっては、各種団体や市民、学生等協力者の力を借りて、街並み等の新しい魅力の掘り起こしや体験プログラムの開発を行います。
- ◇ 胎内型ツーリズム推進協議会301人会や受入農家と協力して教育体験旅行・ふるさと体験学習等の提供を継続します。

② 食、遊び・体験の魅力向上による消費・販売機会の拡大

- ◇ 物産館や道の駅等への誘客を図るため、観光客だけでなく地元消費者のニーズを捉えた商品開発や販売方法の見直しを行います。
- ◇ 魅力的な飲食施設やレジャー施設を発掘し、観光プランへの反映や積極的なPRを行います。
- ◇ 商業者、農業者や食品加工業者等による新たな特産品や飲食施設の展開を支援します。

③ 施設・エリアの魅力向上や閑散期等対策の検討

- ◇ 施設の長寿命化対策と併せた再整備や閑散期対策を行い、施設の有効活用を図ります。運営の効率化に高い効果が期待できる場合には、指定管理者制度等の導入を検討します。
- ◇ 特に老朽化の進んだ施設や利用が著しく少ない施設、教育等その他の分野での活用があまり期待できない施設については、廃止や用途変更も含めて今後の活用方針を検討します。
- ◇ 鉄道や観光バスで地域を訪れる人のための二次交通を提供する方策を検討します。

④ 効果的・効率的な情報発信

- ◇ 観光拠点やその周辺的环境整備や景観整備、デザイン性の高いサインの設置等、地域の魅力向上につながる方策を検討します。
- ◇ 観光協会をはじめとする関係団体と協力して各種メディアへの働きかけやSNSの活用等を強化し、胎内市の観光情報を積極的に発信するほか、新発田市、阿賀野市、聖籠町等の近隣の自治体や観光地と連携して情報発信や集客の強化を図ります。
- ◇ 単独の宿泊施設や商業者では難しい企画や営業を進めていくために、関係者の交流の場や専門性を持ったDMO等の組織の設立を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
観光入込客数〔年間〕	1,106 千人	1,200 千人	1,300 千人
着地型観光ツアー参加者数および観光ボランティアガイド利用者数〔年間〕	200 人	475 人	750 人
農家民泊登録先の実受入実施軒数の割合〔年間〕	30%	40%	50%
道の駅胎内（観光交流センター）の売上〔年間〕	7,669 千円	8,740 千円	9,880 千円
既存施設のオフシーズン活用数〔年間〕	1 件	3 件	5 件
観光協会ホームページビュー数〔月平均〕	20 千ビュー	25 千ビュー	30 千ビュー

16. 雇用対策

■10年後のまちの姿

◇ 進学でまちを離れた若者を中心とした幅広い人が安定した収入ややりがいが見られる職場を見つけることができるまちになっています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、市民の生活の安定のため就業機会の拡大と企業誘致等を通じた雇用の促進を図ります。

市民等は、市内企業の業務内容を理解し、その魅力に気付くとともに、市内の就業機運を醸成します。また、企業側では積極的な情報発信やインターンシップの受入れに努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業の振興、観光・商業・交流の活性化を進めることで、雇用の安定化や新たな雇用の創出を図ってきました。 ● ハローワークや商工業関係者、その他関係機関等と連携して、市内の求人・求職情報の収集や提供、各年齢層に対応した相談事業や就業支援等を実施してきました。 ● 関係機関、市内企業、高等学校および県内大学等と連携して、就職活動を迎える学生を対象にした合同企業説明会等の情報発信を行ってきました。 ● 雇用拡大に向けた関係機関および商工団体の連携を促進するため、胎内市雇用促進協議会を平成22年度に発足させ、定期的な情報交換や雇用を拡大する新たな方策の検討を進めてきました。 ● 企業誘致の促進と市内企業の育成を目的とした雇用促進奨励金制度を通じて、平成17年度から平成26年度の10年間に90人分の雇用を支援したほか、国の緊急雇用創出事業等を活用して、平成21年度から平成26年度の5年間に延べ360人の雇用を創出しました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内市を含む新発田エリアの有効求人倍率は改善傾向にあり、平成28年4月時点で1.0を超えていますが、胎内市全体では就業者数が減少しており、景気の回復だけでなく、定年退職等による代替雇用の意味合いがあるものと考えられます。 ● 産業分野別には第1次産業、第2次産業から第3次産業へ緩やかに雇用がシフトしており、医療・福祉サービスを中心とするサービス業では就業者数が増加しています。 ● 市内企業の情報発信として、県内および首都圏の学生等を対象にした市内企業見学ツアーの開催、県内大学によるインターンシップや新潟県の産業・企業を知る講座への参加協力等の新たな取組を始めています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産年齢人口の減少にともなう就業者数の減少は短期的には有効求人倍率を改善しますが、進学や就職を機会に転出する若者が多い胎内市にとっては深刻な人材不足を招く恐れがあることから、教育機関等と連携した人材育成や若者への積極的な働きかけが必要です。 ● 求職者に情報が届き、希望の職種と合致しなければ実際の雇用にはつながらないことから、企業と求職者のマッチング強化のため、市内企業の魅力向上とその発信が重要となります。 ● 人材の確保と雇用機会の維持・創出に向けて、求職者のニーズに合った就業形態を検討することも重要です。特に、市内では女性の就業率が高く、仕事の継続・復帰への希望が高いことから女性の活躍を応援する労働環境づくりが必要となっています。また、定年後の高齢者の雇用等新たな動きに対応することも必要です。

(2) 施策の内容

① 地域雇用・域内還流の促進

- ◇ 市民の雇用の安定に向けて、ハローワークや商工業関係者、その他関係機関等と連携した求人・求職情報の収集や提供、相談事業や就業支援を継続して実施します。
- ◇ 雇用促進奨励金制度等の活用や市内企業との連携により地域内での雇用の拡大を促進しながら、企業説明会や市内企業見学ツアー、インターンシップ等による市内企業とUJターン者を含む求職者をつなげる取組の拡充を図ります。

② 人材の育成・確保

- ◇ 各種教育機関や市内企業等と連携してキャリア教育を強化することで、早期からのキャリア形成に向けた学習意識の醸成や市内企業の魅力のPRを図ります。
- ◇ ハローワークと連携した職業訓練の実施や地域若者サポートステーションとの連携を通じた就業に必要なスキルの習得を支援するとともに、妊娠・出産等で離職した女性や定年退職した方等の再雇用の促進に向けて、取組や市内企業等への働きかけの強化を図ります。
- ◇ 市内事業者が経営発展のために参加、または実施する研修等への支援を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)
就業者のうち市内で就業している市民(15歳から64歳)の割合	61.4%	63.2%	64.9%
人材育成支援の利用数〔年間〕	—	5件	5件

17. 自然環境

■10年後のまちの姿

- ◇ 市民の多くが自然と共生し、自然の恩恵を受けて生活しています。
- ◇ 美しく豊かな山・川・海が多くの人をひきつけています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、まちの貴重な財産である豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全と再生を進めるとともに、市民が自然と触れ合う機会や自然公園等の維持管理に参加する機会を提供します。また、市外の人からも胎内市の魅力を感じてもらえるようPRに努めます。

市民等は、身近な自然の魅力や自然保護の重要性を認識し、自然との触れ合いや維持管理を行う機会には積極的に参加するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然が豊かなエリアでは、自然公園区域や自然環境保全地域等の指定を受けて開発行為等を制限してきました。 ● 水源の涵養や土砂災害等の防備、生活環境の保全・形成といった公益上重要な林地では、保安林の指定を受けて立木の伐採等を制限してきました。 ● 豊かな自然に親しむ市民の憩いの場を提供するため、全国植樹祭会場（胎内平周辺）や長池憩いの森公園、笹口浜臨海休養広場等の環境整備や維持管理を行ってきました。 ● 海岸部では、海岸浸食や松くい虫被害の対策を進め白砂青松の景観の保全と再生を進めてきました。 ● 市民やボランティア団体、企業と連携した緑化や自然保護活動に取り組んできました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケートでは胎内市の暮らしやすい点として約7割の人が「豊かな自然がある」を選んでいました。 ● ハマナス等の貴重な海岸砂丘植生を擁する桃崎浜自然環境保全地域とハンノキの自生地でミズバショウの大群落を擁する宮久自然環境保全地域の2か所が県の自然環境保全地域の指定を受けています。 ● 自然公園区域とその周辺の大部分、海岸部の松林一帯が保安林の指定を受けています。 ● 青少年の森研修館や少年自然の家等の施設が自然体験や環境学習の拠点の1つとなっています。 ● 地域の公園への植樹活動やホテルのすむ水辺づくり等の活動を実施し、環境大臣賞を受賞した四季を愛する会や、地本地区の生態系の保護活動や教育普及活動等を行っているイバラトミヨ・水芭蕉の会等の活動団体、企業の森づくりに参画する複数の企業との協力関係を構築してきました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園等に指定されるような豊かな自然を次世代に引き継ぐために、自然環境の保全と再生に継続して取り組む必要があります。 ● 自然環境を守り、適切に維持管理していくためには、豊かな自然をまちの魅力として積極的に活用し、山・川・海のありがたみを感じる市民がこれを支える活動に関わるような流れを作り出すことが重要です。

(2) 施策の内容

① 豊かな自然環境の保全と再生

- ◇ 関係機関と連携して、自然公園区域や自然環境保全地域、保安林等の自然環境の適切な管理を推進し、貴重な動植物とその生息・生育環境の保全等を図ります。
- ◇ 白砂青松の景観の保全と再生に向けて、県や市民団体、企業と連携して防除活動や植林、下草刈り等、海岸部の適切な維持管理に取り組みます。

② 自然と共生するまちづくり

- ◇ 国や県、その他の関係機関と連携して、自然公園区域や自然環境保全地域等に自然学習や観光にも資する散策路や観察小屋、ベンチ、トイレ等の環境整備に取り組みます。
- ◇ 自然体験施設や環境学習施設、周辺の公園の維持管理と魅力の向上を図ります。
- ◇ 河川整備の実施にあわせて水辺のジョギングコースや憩いの親水空間等の自然と触れ合う場の設置を検討します。
- ◇ 関係機関と連携して山林や河川、海岸の適切な維持管理や保全施設等の整備を実施し、自然の荒廃を要因とする災害時の被害拡大を抑制します。

③ 市民・事業者・行政の協働による環境保全

- ◇ 市民やボランティア団体、企業と連携した緑化や自然保護活動に取り組みます。
- ◇ 市民による公園の環境整備や魅力づくり、環境教育・環境学習での活用を積極的に支援します。
- ◇ 豊かな自然を題材にした環境教育・環境学習を通じて、環境問題に関する情報発信と意識の啓発を図ります。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
森林病害虫被害本数	6,155 本	800 本	300 本
植栽および森林の保育活動面積〔累計〕	16.24ha	19.2ha	19.2ha

18. 生活環境

■10年後のまちの姿

- ◇ 環境への負荷の少ない生活や環境影響に十分配慮された企業活動が地域内に浸透しています。
- ◇ ゼロエミッションを目指した資源循環型社会が実現しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、生活環境の常時監視を行い良好な生活環境維持に努め、併せて必要な開発活動を行います。

市民等は、生活環境に対する意識を高め、ルールやマナーを守った生活、事業活動に努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 県や関係機関と連携して大気、水質、土壌、騒音の常時観測を行ってきました。 ● 特に地下水質・土壌については、過去に市内で操業する工場の敷地内において有害物質が検出され対策を講じた経緯があることから、下流の地下水、河川水、観測井戸、事業所排水の水質検査を継続的に行ってきました。 ● 公共用水域の水質の保全のため、トイレおよび生活排水設備の下水道または浄化槽への接続の推進、促進のために浄化槽設置に対する補助金の交付や下水道施設の点検・修繕・更新を行ってきました。 ● 一般家庭や事業所から排出される廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきました。また、廃棄物の減量や資源化に向けて、指定ごみ袋の導入や資源ごみの分別・収集、資源ごみ回収に対する奨励金の交付や生ごみ処理器（コンポスト）の設置に対して助成してきました。 ● 市民や市内事業所との協働による身近な環境の美化を推進しているほか、海岸や河川等の環境パトロールを実施して不法投棄や野外焼却の防止に努めてきました。 ● 増加する空き地や空き家が市街地環境に悪影響を及ぼすことがないように、「胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例」に基づき対応を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染や騒音については、環境基準が達成されています。 ● 胎内市の汚水処理人口普及率は合併処理浄化槽を含めるとほぼ100%を達成し、家庭排水の水洗工事は常に可能になっています。 ● し尿および下水を長期的に安定して処理する体制を構築するため、胎内市清掃センターの最終処理場に代わり、中条浄化センター（下水道施設）に併設して新たな施設を建設し、ここで処理した汚水を下水道施設で最終処理する計画を進めています。 ● 使用済み小型家電の回収場所を新たに設置する等リサイクルを推進しており、ごみ収集量は、事業系ごみ、家庭系ごみともに微減の傾向にあります。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活での騒音・振動・悪臭は人によって感じ方に違いがありますが、実際に野焼き等の不法焼却や畜産による悪臭が発生しているとの報告もあることから、良好な生活環境を確保するための対策が必要です。 ● 水質・土壌の改善に向けて、事業者に対する監視・指導体制の強化はもちろんのこと、市民に対しては生活排水等の対策推進を含め、環境問題への意識の高揚を図ることが重要であり、市民や事業所への啓発活動を進めることが必要です。 ● 環境保全のため、公共下水道や農業集落排水への接続推進等を行うことが必要です。 ● ごみの最終処分場となる新発田広域エコパークの残余容量が逼迫しており、ごみの排出を抑制するとともにリサイクルを推進する循環型社会の構築が必要です。 ● 管理不全な空き家・空き地の増加による不法投棄、不法侵入および放火の恐れがある等、防犯・防災機能の低下や衛生環境面の悪化が懸念されることから、抜本的な対策が必要です。

(2) 施策の内容

① 快適な生活環境の保全

- ◇ 畜産事業所等からの臭気の低減策を促すとともに、築地・乙地区の地域環境衛生協議会等と連携して臭気低減に取り組みます。
- ◇ 県や関係機関と連携して大気汚染物質の排出にかかる監視等を継続して実施します。

② 廃棄物の減量化、資源化の推進

- ◇ 関係市町村と協力した廃棄物の適正処理を継続するとともに、3Rを理念としたごみの減量資源化に向けて市民等への啓発を一層推進します。
- ◇ ごみ回収時の市民の負担軽減のためごみステーションの設置箇所の拡大を図ります。

③ きれいで安全な水環境の再生

- ◇ 県や関係機関と連携して新たな汚染の防止に向けた事業所等への監督・指導を実施します。
- ◇ 下水道への接続と正しい利用に関する啓発を進めるとともに、補助制度等の活用をPRし、接続率の向上を図ります。
- ◇ 老朽化した胎内市清掃センターの最終処分方式から前処理方式である、し尿等下水道投入施設を建設し、平成31年度の稼働に向けて機能移行を進めます。

④ 環境美化活動の推進

- ◇ 胎内市住みよい郷土づくり協議会や地域の子ども会、老人クラブ、各集落や社会福祉協議会等との協働によりクリーン作戦やパトロールの実施、不法投棄防止看板の設置を推進します。
- ◇ 廃屋や荒地をできるだけ発生させないように、空き地や空き家を早期に発見し、空家等対策推進に関する特別措置法および関係条例に基づく対策を実施します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)
畜産臭気基準を超過した事業場の割合	40%	20%	0%
一人当たりごみ排出量(一般家庭)〔年間〕	255.83kg/人	237.92kg/人	220.01kg/人
下水道接続率	72.4%	74.1%	75.7%
管理不全空き家数	346軒	338軒	329軒

19. 地球温暖化対策

■10年後のまちの姿

☆ 地域において省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギーの導入等が図られ、地球温暖化対策が進められています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、地域特性を生かした地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、市民等への啓発を行います。

市民等は、地球温暖化を自分には関係ない問題と捉えることなく、家庭でできる節電等の身近な取組から地球温暖化対策を積極的に実践するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 市の事務・事業によって発生する温室効果ガスを抑制するため「地球温暖化防止実行計画」で削減目標を定め、地球温暖化防止に率先して取り組んできました。● 省エネルギーの取組と再生可能エネルギーの利活用を推進するため、省エネ型設備等の導入や住宅用太陽光発電システムに対する補助を行ってきました。● 緑化や森林整備を通じて森林が持つ二酸化炭素の吸収や緑のカーテンによる省エネ対策を図ってきました。● 住みよい郷土づくり協議会やボランティア団体等と連携し、市民や企業に対して地球温暖化対策の普及啓発を進めてきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 温室効果ガス削減のため、庁舎やその他の公共施設の使用エネルギー量調査を行い、1年に1回、点検を実施しています。● 平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度（fit）がスタートし、市内では大型の太陽光発電・風力発電設備が設置され稼働を開始しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 省エネ型設備等の導入促進や環境産業の育成、市民や企業に対する普及啓発といった取組を継続して実施していく必要があります。● 庁舎・公共施設・学校等への太陽光発電・風力発電等の導入の検討、道路・公園等への太陽電池・風力ハイブリッド照明灯の設置の検討、電気自動車・低燃費車の導入促進といった新たな対策に率先して取り組むことが重要です。● 再生可能エネルギー分野は、地球温暖化対策だけでなく、エネルギーの自給、雇用の創出といった地域経済にとってもプラスの効果が期待できることから、検討を進めていくことが必要です。

(2) 施策の内容

① 行政が率先する地球温暖化対策

- ◇ クールビズ・ウォームビズ等を継続して実施するとともに、既存の取組の評価・改善を踏まえた新しい地球温暖化対策に取り組みます。
- ◇ 公共施設や公用車については、電力消費・燃料消費等の長期モニタリング結果に基づいて、改修や更新にあわせた環境対策の実施、環境マネジメントシステムの導入等を検討します。
- ◇ 学校については、地球温暖化にも抑止効果が認められているフィフティ・フィフティ制度等の導入を検討します。

② 再生可能エネルギー事業の促進

- ◇ 住宅に対する再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入に対する支援に継続して取り組みます。
- ◇ 各府省庁の補助金や税制優遇をはじめとした再生可能エネルギーの導入推進に関する種々の支援施策および制度について、市民等への情報の配信を行います。
- ◇ 地域資産を有効利用している現存の水力発電の安定運営を図るとともに、先端技術を持った企業等と連携して、各種再生可能エネルギーの導入について検討します。

③ 低炭素型まちづくりの促進

- ◇ 家庭からできる省エネルギー対策の推進、自転車の利用促進、エコドライブの普及活動、街路灯の高効率照明化の促進、電気自動車導入促進等の様々な対策について、市民、事業所、行政が一体となって取り組むことが出来るネットワークを構築します。
- ◇ より多くの市民がグリーンカーテン等の身近な省エネ活動等をはじめとする地球温暖化防止対策に取り組むことを促すため、省エネ・地球温暖化に関する意識調査を実施するとともに、連携・協働の仕組みづくりを検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
行政事業におけるエネルギー使用量 (原油換算)〔年間〕	3,979kl	3,780kl	3,581kl
市営施設「鹿ノ俣発電所」の発電量〔年間〕	4,385 千 KWh	4,385 千 KWh	4,385 千 KWh
地球温暖化防止活動参加者数〔年間〕	190 人	200 人	210 人

20. 居住環境

■10年後のまちの姿

- ◇ ネットワークや便利な移動手段が確保されて市民の日常生活が活発になされるとともに、高齢者や子どもが気軽に利用できる公共施設等を核にしてまちなかに人が集っています。
- ◇ 魅力あるたまたまいや景観の住環境整備がまちの資産となっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、機能的で文化的な市街地を形成するため、土地利用の調整や必要な施設の整備、良好な住宅や住宅地の供給誘導等を行います。

市民等は、公園はもちろん個々の住宅を含めた居住環境が市民の共有の財産であるという意識を持って、景観を含めた住環境の整備等に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年度に策定された胎内市都市計画マスタープランに基づき、コンパクトで自然環境と調和した市街地を形成するため、市域を市街地ゾーン、田園集落ゾーン、農業環境保全ゾーン、自然環境保全ゾーンの4つのゾーンに区分し、中条駅の周辺を含む市街地ゾーンにおいて商業や医療機関等の各種都市機能の利便性の向上を図ってきました。 ● 豊かな居住環境の形成を目指して、公園の整備と維持管理を行ってきました。 ● 社会福祉の増進等を目指して、公営住宅の供給を行ってきました。 ● 新規の住宅建設や良質な住宅ストック形成を目指して、市内の金融機関を通じた宅地購入や住宅建設資金の貸付と既存住宅のリフォーム費用の補助を実施してきました。 ● 水道の安全で安定した供給のため、水道施設の整備と維持管理を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な都市機能は中条駅の周辺に指定した用途地域の区域内に立地していますが、一方で区域内やその周辺には空き地や大規模な未利用地も多く存在しています。 ● 土地区画整理事業による基盤整備を実施しており、現在は交通結節点となる中条駅西口周辺において駅舎等の整備とあわせた基盤整備を進めています。 ● 市内には都市公園が7か所あり、目標としていた1人当たり公園面積10㎡（都市公園法の標準）を達成したため、近年は維持管理を中心とした整備・点検が主となっています。 ● 平成23年度に市営8号棟18戸が完成し、平成28年4月現在、市内の公営住宅は、499戸となっていますが、近年は公営住宅の入居希望者が多く、待機者が増加傾向にあります。 ● 上水道は計画区域内の敷設整備が完了し、簡易水道と専用水道を加えた普及率は約98%となっており、自家用井戸を使用する一部の地域を除いてほぼ充足している状況です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少によるサービス水準の低下や低密度化による賑わいや防犯性の低下によって、居住環境の低下の発生が懸念されることから、コンパクトなまちづくりを促進していくことが必要です。 ● 市内の空き地や空き家は今後さらに増加することが予想されることから、空き家の有効活用を図る取組を推進することが求められます。 ● 面積としては目標を達成した公園整備ですが、「子どもの身近な遊び場が足りない」という声もあることから、公園遊具等の経年劣化に対応した修繕を進め、施設の利用促進を図りながら、こうした声に応える対策を検討する必要があります。 ● 公営住宅は老朽化が進んでおり、施設の長寿命化と著しく古くなった施設の廃止を計画的に推進する必要があります。一方で、市内の住宅は戸建て・持ち家がほとんどで、若者が親と同居する以外の選択肢が少ないことから、多様な住宅の供給を誘導・促進する方策を検討することが必要です。 ● 水道施設については、安全な飲料水の供給を継続できるよう、必要な財源を確保しながら計画的に施設の更新等を進めていく必要があります。

(2) 施策の内容

① ネットワーク型コンパクトシティの実現

- ◇ 主要な公共施設等を核として都市機能の確保と集約化を進めるとともに、公共交通機関のれんす号を利用した周辺地域との連絡を継続し、安心・快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ◇ 将来において持続可能なまちを目指し、都市計画マスタープランの修正や都市計画道路の見直しを検討します。

② 緑や公園に恵まれた美しい住環境の形成

- ◇ 市民が利用したいと思う公園づくりのため、地域住民等との協働により既存の公園の維持管理や施設の修繕、改良等を進めます。
- ◇ 市民による地域の緑化活動や緑を守る活動を支援するため、活動費の助成を検討します。
- ◇ 市民参加による特色のあるまちづくりを推進するとともに、豊かな自然や歴史的建造物を活用し、良好な景観の形成を目指す景観計画の策定について検討します。

③ 定住・転入を促進する優良な住宅の確保

- ◇ UJIターン等の移住定住を促進するため、公営住宅や空き家等を活用して受け皿となる優良な住宅を確保するとともに、お試し居住等の検討を行います。
- ◇ 中条駅西口やその他の大規模未利用地における民間住宅開発の誘導を促進します。
- ◇ 空き家バンクを通じて優良な空き家の流通と有効活用を促進します。
- ◇ 公営住宅の維持管理を適切に行って、高い入居率の維持と施設の長寿命化を図ります。また、増加傾向にある待機者に対応するために既存民間住宅の借り上げによる住宅の供給を検討します。

④ 安定した水供給の確保

- ◇ 水道施設の更新や長寿命化対策を計画的に実施し、水道水の安定供給と耐震性の向上を図ります。
- ◇ 将来にわたって安定的に事業を運営していくため、施設の更新や長寿命化とあわせて事業の効率化や合理化、民間的経営手法の導入等について検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
高齢化率が 50%を超えない（限界集落になっていない）行政区の割合	96%	93%	90%
空き家バンク制度による売買成約数〔年間〕	—	5件	5件

21. 地域交通

■10年後のまちの姿

- ◇ 道路網の整備と交通手段の確保により、誰もが行きたい所へ気軽に移動できるまちになっています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、市内における円滑で快適な移動を担保するため、道路交通基盤の整備や維持管理、公共交通の確保に努めます。

市民等は、交通ルールやマナーを守るとともに、道路の維持管理や公共交通機関の利用に積極的に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 近隣市町村と連携して日本海東北自動車道の早期整備を要望してきました。● 市の玄関口となる中条駅の利便性向上と周辺道路の混雑解消を図るため、東西自由通路の建設や橋上駅舎の整備、駅前広場や周辺アクセス道路の整備を行う中条駅西口周辺整備を進めてきました。● 交付金等を活用して舗装工事や歩道設置等の道路改良を進め、良好な道路状況の維持と交通弱者の安全確保等に努めるとともに、橋梁の点検や修繕も実施してきました。● 冬期間の安全で円滑な移動を確保するため、除雪計画に基づく市道の機械除雪を行っているほか、地域からの要望に応じて消雪パイプの設置を進めてきました。● 市民の生活を支える公共交通を守るため、平成21年4月より特定のルートや停留所に縛られないデマンドタクシーのれんす号の運行を開始し、要望等を踏まえた増便等の対応を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 市民アンケートでは、除雪を含めた「道路の整備・管理」が現状に対する満足度が低く、今後の優先度が高い項目となっています。● 平成21年に中条ICから荒川胎内ICの市内区間が、平成22年に荒川胎内IC以北が開通し、自動車交通の利便性が向上しています。● 中条駅西口周辺整備は、具体的な整備が始まり、完成は平成30年度末を予定しています。● 昭和40年代に整備された橋梁が多く、老朽化が進んでいます。● のれんす号は、平成27年度において、1日平均160人の利用となっており、年々利用者が増加し、交通弱者の日常生活の足として定着しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 市民の通勤・通学の利便性向上等のため、広域交通ネットワークへのアクセス向上が必要です。● 道路や橋梁の老朽化が進行していることから、財源の確保を含め計画的に維持管理していく必要があります。● 道路の除雪については、地域の不満が強く、消雪パイプ設置等の要望も多く出されていますが、既設消雪パイプの老朽化も進行していることから、地域の理解を得ながら計画的に対策を進める必要があります。● 利用者が着実に増加しているのれんす号ですが、国庫補助が減額傾向にあることから、更なる利用促進等を進めて安定した財源を確保する必要があります。

(2) 施策の内容

① 広域交通の利便性の向上

- ◇ 中条駅西口周辺整備に当たっては、学生等の日常的な駅利用者だけでなく、遠方から胎内市を訪れる観光客にも対応できるよう鉄道事業者等と連携して事業を進めます。
- ◇ 周辺市町村と連携して鉄道事業者へ列車運行の継続・拡充を要請していきます。

② 安全で快適な道路ネットワークの整備

- ◇ 平時の利用状況や防災上の重要性等を考慮して市道の整備・改良・維持管理を計画的に行います。
- ◇ 国や県に対して国道・県道や橋梁の整備・改良・維持管理が適切に行われるよう働きかけていきます。

③ 冬期の移動を確保する除排雪の実施

- ◇ 除雪車による道路除雪を状況に応じ速やかに行います。
- ◇ 消雪パイプの整備、集落協働作業の支援等地域の実情に応じた対策に取り組みます。

④ 地域公共交通の利便性の向上と持続可能性の確保

- ◇ のれんす号の利便性向上に努め、利用者の増加を図ります。
- ◇ スクールバスによる登下校、高齢者の外出支援や介護施設への送迎その他の交通手段との連携の方策を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
中条駅発着列車数 (内書きは急行列車数)	83(33)本	83(33)本	83(33)本
市道の道路改良率	60.19%	60.81%	61.43%
のれんす号の延べ利用者数〔年間〕	57,434 人	60,400 人	63,400 人

2.2. 防災・減災

■10年後のまちの姿

- ◇ 「自助」「共助」「公助」の連携によって災害から市民の尊い命が守られています。
- ◇ 被害を最小限に食い止め、迅速な復興を実現する体制が整っています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、災害発生時には救助・救援・復旧活動に全力で取り組むとともに、市民の命を守ることを最優先に防災・減災に向けた事前の対策を講じます。

市民等は、自分の命は自分で守る（自助）、自分達の地域は自分達で守る（共助）意識を持ち、災害発生時に取るべき行動の理解と事前の準備・対策に努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 自治会・集落を中心とした自主防災組織の立ち上げを支援し、地域で防災活動に取り組むための体制づくりを進めてきました。● 地域の防災活動については、消防団員の確保や小型ポンプ等の配備を進めたほか、消火栓や防火水槽等の消防水利の新規設置や補修等も実施してきました。● 県や関係課と連携して風水害対策や土砂災害対策を実施してきました。● 地震時に建築物の倒壊から市民の生命や財産を守るため、公共施設の耐震化を進めるとともに、木造住宅に対する耐震診断・耐震改修の費用を助成して耐震化を促進してきました。● 平成25年9月には、各種自然災害の特徴や避難のポイント、危険箇所（ハザードマップ）等を1冊にまとめた防災ガイドブックを作成し、全戸配付を行いました。● 災害時等の素早く適切な情報提供のために防災行政無線システムを整備しました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 各自治会・集落で自主防災組織の立ち上げが進んでおり、平成27年度末現在82組織、整備率は76.7%となっています。これに伴って防災訓練の実施件数も年々増加しています。● 新入団員の減少と高齢による退団が増加しているため、消防団員数は定数をやや下回る750人前後で横ばいとなっています。小型ポンプ付き積載車を各団に順次配備していますがまだ行き渡っていない状況です。● 消防水利の設置は協議中の自治会・集落を除き全ての要望に対応できています。● 無料で実施できる耐震診断は年間10件弱の実績があるものの、耐震改修した実績はありません。● 情報伝達の方策の1つとして、災害や犯罪の発生に対する警戒情報、気象情報、交通情報等を登録者に電子メールで配信する防犯・防災メールを運用しています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害時の「公助の限界」が明らかになる一方、市内では高齢化や人口減少等により地域の防災力の低下が懸念される状況となっており「自助」「共助」の強化に向けた対策が必要となっています。● 県内では、中越地震や中越沖地震等大地震によって多くの家屋の倒壊が発生していることから、耐震診断・耐震改修の実績を引き上げる必要があります。● 近年は、日本各地で記録的な豪雨による大規模な浸水被害や土砂災害等の発生が続いていることから、それらを想定した新たな対応や警戒が求められています。● 東日本大震災や近年の浸水被害、土砂災害を教訓として、災害の予兆に気づいて、適切なタイミングを逃さない早めの避難が何よりも重要であることから、適切な情報提供と安全な避難の誘導を行う体制づくりが必要です。

(2) 施策の内容

① 地域との協働による総合的な防災対策

- ◇ 大規模自然災害の発生に備えて、市や関係機関が取り組むべき内容を明確にする地域防災計画、住民避難計画、事前復興計画等の見直し・策定を行い、必要な対策を計画的に推進します。
- ◇ 共助を担う地域の防災体制の強化を図るため、自主防災組織の立ち上げの促進、防災拠点・避難所の機能の点検、総合防災訓練等を推進します。
- ◇ 自主防災組織、学校や保育園、福祉施設等と連携して、災害時要援護者の避難を支える体制の構築を図ります。
- ◇ 自助、共助の取組を促進するため、各種災害に関する危険箇所や基本的な対策を周知する防災ガイドブックのPRや、地域や学校と連携した防災教育の実施等を推進します。

② 消防・救急体制の強化

- ◇ 火災等の災害や救急時の体制強化に向けて、市内企業等の理解を得ながら消防団員の加入促進を図るとともに、極端に団員が少ない地域では分団の統廃合等の対策を検討します。
- ◇ 近隣市町村と協力して、救急・消防体制の維持を図ります。
- ◇ 消防水利の確保や住宅用火災警報器の設置等を推進します。

③ 命を守る耐震改修の促進

- ◇ 耐震診断・耐震改修を促進するため、支援制度のPRに取り組むとともに、部分改修や耐震シェルターの設置といった負担の少ない対策まで支援を拡大することを検討します。

④ 土砂災害や風水害対策等の推進

- ◇ 関係者と連携して山林の適正管理、防風林の育成や護岸の改修、河床の掘削等に計画的に取り組めます。
- ◇ ハザードマップ等をもとに、特に災害発生リスクが高い場所について土砂対策施設の整備や排水ポンプの拡充等緊急的な対応を検討します。

⑤ 適切な情報提供による安全な避難の誘導

- ◇ 災害情報の重要な提供手段である防災無線の改修や防犯・防災メールの登録拡大を推進します。
- ◇ 津波については、最新のシミュレーション結果に基づいて、津波ハザードマップの作成と避難計画の検討を行います。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
自治会・集落で自主防災組織を立ち上げた数〔累計〕	86 組織	136 組織	136 組織
木造住宅における耐震改修実施数〔累計〕	0 件	3 件	5 件
防犯・防災メール登録者数	1,753 人	2,300 人	2,800 人

23. 交通安全・防犯

■10年後のまちの姿

- ◇ 事故や犯罪を防止するハード面の取組とともに、子どもから高齢者までの幅広い市民が互いに声を掛け合うことで、安心して暮らせるまちになっています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、関係者と連携した防犯体制の強化と事故や犯罪が発生しにくい環境整備を進めます。市民等は、事故や犯罪を防止するため、地域での見守り・声掛けに積極的に協力します。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 交通危険箇所を減らすため、路面標示やカーブミラーの設置、道路区画線の補修等の交通安全施設の整備・拡充を進めてきました。● 交通事故の防止や被害拡大の防止という観点から、高齢者の運転免許返納の促進やチャイルドシート購入費の補助等を実施してきました。● 交通安全指導員を中心に子どもや高齢者に対する交通安全教室を開催して交通ルールやマナーの周知徹底を図ってきました。● 行政と自治会・集落、ボランティア組織、事業者等の連携を定めた「胎内市安全・安心なまちづくり条例」に基づき、胎内警察署や胎内市防犯組合連合会、胎内市子どもを見守りタイ等と連携して、市内全域で防犯パトロール等の防犯活動を展開してきました。● 夜間の犯罪発生を抑制するため、防犯灯の整備や明るく故障が少ないLED防犯灯への取り替えを進めてきました。● 製品の欠陥や不当な取引等の消費者被害から市民を守るため、行政書士による月1回の無料相談や消費者行政に関する啓発チラシの全戸配付を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 交通安全施設の整備を行い危険箇所が減少し、交通事故発生件数は減少傾向にあります。● 補助金制度の導入やその後の補助金額の見直しによって、過去5年間で市内の防犯灯の2分の1超がLEDに切り替えられています。● もともと県内でも犯罪発生率が低い地域ですが、犯罪件数は近年さらに減少しています。● 災害や犯罪の発生に対する警戒情報等を登録者に電子メールで配信する防犯・防災メールを運用しており、平成28年10月末現在の登録者数は1,711人です。● 無料相談会の参加者数は減少傾向にあり、平成26年度は1回につき平均1名に対応している状況です。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 交通事故件数や犯罪件数は減少していますが、高齢者数の増加に伴って高齢者の関わる交通事故、特殊詐欺や悪質な訪問販売等が増加する恐れがあることから、関係機関が連携した対策が必要です。● 交通危険箇所については、学校教育課、地域整備課、総務課で通学路の安全点検を実施した結果、多くの改善要望が出てきており、ソフト・ハードの両面から一層の対策が必要です。

(2) 施策の内容

① 交通安全対策の推進

- ◇ 路面標示やカーブミラーの設置や道路区画線の補修等の交通危険箇所を対象にした安全対策を推進します。
- ◇ 子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保のため、交通安全教育の実施や、学校や地域との協働による見守り活動や歩道の整備等の対策に取り組みます。
- ◇ 運転に不安を覚える高齢者の運転免許証の自主返納を促進するため、制度のPRに努めます。

② 地域等と連携した犯罪被害の抑制

- ◇ 関係者と連携して防犯パトロール等の防犯活動の拡充を図るとともに、地域の見守り活動との連携や防犯・防災メールの配信等により安全な地域づくりを推進します。
- ◇ 商店、銀行や郵便局等の事業所と協力関係を構築し、異変発見や特殊詐欺被害の防止に向けたネットワークづくり等に取り組みます。
- ◇ LED防犯灯への切り替えや既設の防犯灯の修繕等を推進します。
- ◇ インターネット等による詐欺や犯罪に巻き込まれたり、トラブルを引き起こしたりすることがないように、関係機関と連携して啓発に努めます。

③ 消費者相談の実施

- ◇ 消費者団体等の関係機関と連携して、多様化する悪質商法等に対応する消費生活相談や多重債務相談、これらの被害防止に向けた啓発に取り組みます。
- ◇ 特に高齢者を対象にした消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、身近な地域で出前講座に取り組みます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)
市内で発生した交通死亡事故件数〔年間〕	1件	0件	0件
防犯・防災メール登録者数〔再掲〕	1,753人	2,300人	2,800人
消費者トラブル相談会開催数〔年間〕	1回	2回	2回

24. 市民協働

■10年後のまちの姿

- ◇ 行政だけでなく地域の課題を自分事として捉える市民や企業がそれぞれの持つ力を生かしてまちづくりに取り組んでいます。
- ◇ まちづくりに関わる多様な主体との協働の成果として、地域の課題解決が進んでいます。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、自ら地域の課題解決を目指す市民等を育成・支援しながら、まちづくりを進めます。市民等は、まちづくりへの参画や行政との協働を特別なものと捉えず、自分の住む地域の今後の在り方を考え、その実現に向け、持てる力を発揮するよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種計画を策定する際には、いわゆる広聴の枠を超えた行政参加の手法の1つとして、計画の内容について市民自ら考え、自分の言葉で表現する市民ワークショップの開催に取り組んできました。 ● NPOや各種団体等との連携を強化するための研修会の開催等に取り組んできました。 ● 地域のコミュニティ組織を育成するため、まちづくり活動を始める際の資金面の支援や活動場所となる集会所の整備に対して助成してきました。 ● 地縁組織以外の有力なパートナーの1つであるNPO法人の認証手続や申請の支援等を行ってきました。 ● 市民（団体）が企画立案した地域活性化事業または市と協働で実施する事業について費用の一部を補助する「胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金」、集会所の新築、増築、改築または改修に対して補助金を交付する「胎内市集会所建設事業費補助金」、自治会・集落等が行う必要な備品の購入や集会施設の整備に対して助成を行う「コミュニティ助成事業」の3つの支援制度を運用してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 胎内市合併振興基金運用益活用事業補助金は、年間30件前後の市民提案を含む40件程度の事業に交付しています。胎内市集会所建設事業費補助金およびコミュニティ助成事業は、年に数件採択されています。 ● 教育・文化や福祉分野では市民団体等の活動が多く、自然環境保護活動では企業との連携も行われています。 ● 市民アンケートでは、行政の会議等に参加、市民同士の話し合い、自治会・集落やNPO等の市民活動等に「積極的に参加したい」と答えた人は4.3%、「求められれば参加したい」という人とあわせても35.9%とやや少なくなっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動等に参加したいという人はあまり多くありませんが、趣味の活動やちょっとしたボランティア活動は様々な分野で行われています。人が輝くまちづくりの土台として、参加したい人を捉えながら、市民活動に対する意識を変えて協働の輪を広げていく必要があります。 ● 既に活動している団体からは、人材や活動資金、協働のパートナー等の不足が課題としてあげられています。また、地域コミュニティの核となる自治会・集落では、人口減少や高齢化、加入率の低下等による組織力の低下が見られます。現在、市内では様々な分野で市民が活躍していますが、市民活動の把握や支援は各分野でバラバラに行われている傾向があることから、分野を横断した支援や交流促進を図り、市民協働を一層推進する環境づくりが必要となっています。

(2) 施策の内容

① 活動を始めるときかけづくり

- ◇ まちづくりに関心はあるが、何をしたら良いかわからないという人のために、参考となる活動事例を紹介する研修会、ワークショップなどの機会の拡充を図ります。
- ◇ 観光施設・商業施設等に市民活動団体を紹介するブースを設けるなど団体のPRの場を用意し、団体の活動を知ってもらうと同時に、これまでまちづくりに触れる機会に乏しかった市民に対し活動への参加を促します。

② 協働の仕組みづくり

- ◇ 市政や地域の重要課題に対しては、積極的に協働により取り組みます。
- ◇ 協働による取組を創出できるような人材育成を検討します。
- ◇ NPOと行政が協働により、地域課題の解決を図る取組を創出します。
- ◇ 自主財源の確保に向けた情報提供や助言等、市民活動団体が自立的・継続的に活動ができる環境づくりを進めます。

③ 地域自治の推進

- ◇ 人口減少社会下においても自治会・集落の組織力を維持し、防災や福祉で共助が行われるよう、その基盤づくりを支援します。
- ◇ 地域住民の地域に対する誇りや愛着が育まれるよう、自治会・集落行事の活性化や交流活動を促進します。

④ 市民活動団体の育成・支援の拡充

- ◇ 市民が実施する地域活性化活動やコミュニティ活動に対する活動資金や活動場所に関する支援の継続・拡充を図ります。また、採択に至らない団体や事例の少ないソフト事業の採択増加に向けた後押しを行います。
- ◇ NPO等が抱える「人材不足」、「情報発信力不足」といった課題の解決に寄与する研修会を開催する等の継続的な支援に取り組みます。
- ◇ 一定の実績を持つ活動団体がより安定した活動基盤を得られるようNPO法人格取得の相談を継続して実施します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
ボランティア活動参加者数〔年間〕	6,000 人	6,000 人	6,000 人
市とNPO等との協働事業数〔年間〕	9 件	14 件	18 件

25. 広報・広聴

■10年後のまちの姿

- ◇ 日常的に市民の間で様々なまちの情報が共有され、相互の情報交流が行われています。

<施策展開の基本的な考え方>

行政は、市民が行政を身近に感じられるよう、市政情報を分かりやすく伝えるとともに、市民が市政情報を入手しやすく、市政に対して意見や要望を伝えやすい環境を整備します。

市民等は、市政に対して関心を持ち、積極的に市政情報を入手し、自らの声を行政に伝えるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 年24回発行する市報や市ホームページ、その他の広報媒体を活用して市政等の最新情報の提供を行ってきました。 ● 多様な市民の声を市政に反映させるため、市ホームページや主要な公共施設に備え付けの用紙を通じて意見・要望等を寄せていただき、受付・回答を行ってきました。 ● 新たな伝達手段として、Facebook、Twitter、YouTube等のSNSの運用を始めたほか、インターネットを利用していない市民向けには、テレビデータ放送による文字での情報提供にも取り組んできました。 ● 主要な計画を策定する際には、パブリックコメント（意見公募手続）の実施や公募委員の委嘱等を行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 市報は、市ホームページでも公開を行っており、公開日には多くのアクセスを集めています。 ● 市民アンケートでは、今後の情報発信の在り方として「市報たいないの活用」が年代を問わず最も多くの回答を集めています。 ● 意見・要望等を受け付ける市長への手紙には、年20件超の投書が寄せられています。 ● 全75委員会では延べ987人の市民委員の委嘱を行っており、このうち公募委員は23人となっています。 ● 市民アンケートでは、市民の意見や要望が現在の市政に「反映されている」と答えた人は17.8%と少なくなっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケートでは、更に市民の意見や要望を市政に反映するために「市政に関する情報の積極的な公開」と「アンケート等広く市民の意見を聞く機会の増大」が特に必要とされており、基本構想に掲げる基本方針の1つ市民協働を推進するためにも、基本的な広報機能、広聴機能の充実が必要です。 ● SNSの運用は始めたばかりですが、その特長である情報を素早く拡散する、発信した情報に対する反応を直接確認する、双方向コミュニケーションにより市政に対する理解を促進するといった媒体の特性を生かした情報の受発信を今後も積極的に展開していく必要があります。 ● SNSをはじめとするICTの進歩によって手軽に広く情報を発信できるようになったことを生かして、観光・交流や移住の促進、企業誘致等市外を対象にした情報発信に積極的に取り組むことも必要です。

(2) 施策の内容

① 接点の拡大と分かりやすい情報の提供

- ◇ 市政情報の提供媒体として活用が求められている市報たいないの更なる充実を図ります。
- ◇ 情報を必要とする人が、欲しいときに必要な情報を得られるよう、ホームページの更なる充実等を図ります。
- ◇ 市政を身近に感じるための方策の1つとして、市議会のインターネット中継等の実施を検討します。

② コミュニケーション型(対話型)行政の推進

- ◇ 地域の課題解決に向けて、市民の多様な意見を施策の検討や改善に反映するため、パブリックコメントの実施、公募委員の参画やワークショップの開催等を更に進めるとともに、座談会や要望相談等行政に建設的な意見や要望を提出する機会を増やします。
- ◇ 市民の意見や要望を適切に市政に反映するよう努めるとともに、寄せられた意見や要望の対応状況を公開する新たな仕組み等の導入を検討します。
- ◇ 市政への理解の促進と胎内市のファンの拡大を目指して、アカウントの整理や活用の拡大をはじめとするSNSの運用の改善を行い、市民と行政の情報交流を促進します。

③ 市外に向けた市勢情報の発信

- ◇ 観光・交流、移住定住、企業誘致等の促進を図るために、胎内市の情報を積極的に発信していくとともに、新たな方策を検討します。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)
胎内市公式ウェブサイトのアクセス数〔年間〕	1,297千ビュー	1,429千ビュー	1,575千ビュー
市長への手紙の受付数〔年間〕	21件	24件	36件
主要な計画の策定や見直しに当たりパブリックコメントを実施した割合	37.5%	100%	100%

26. 人権の啓発・擁護

■10年後のまちの姿

◇ 市民一人一人の人権が尊重され偏見や差別のない明るい社会が実現しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、基本的な人権に対する正しい理解を促進し、市民一人一人の人権の擁護に努めるとともに、偏見や差別による人権侵害等を受けた方々の救済に向けた対応を行います。

市民等は、基本的な人権を尊重し、お互いの価値観を認め合うよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 講演会や研修会、パネル展等を開催して、市民に対する人権に関する教育・啓発を行ってきました。● 人権擁護委員の活動支援や無料法律相談の実施等により、地区住民の生活上の課題やその他様々な人権問題の解決を図ってきました。● 庁内に人権推進委員会を設置して各種の人権対策事業を推進するとともに、職員の人権意識の徹底を図ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 講演会と研修会をそれぞれ年1回開催し、毎年500人前後の市民が参加しています。パネル展もこれにあわせて開催しています。● 新潟県弁護士会に依頼をして、月1回無料の法律相談を開催しています。● 平成28年3月に実施した市民意識調査では、人権や差別問題に関心があるかどうかをたずねる質問に対して「あまり関心がない」、「まったく関心がない」と答えた人が全体の3割となっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 市民意識調査を通じて人権について関心が低いことが明らかになっていることから、基本的な人権に対する正しい理解を促進する継続的な働きかけが必要です。● 近年では、外国人やLGBTといった方々に対する差別、いわゆるヘイトスピーチの流布、インターネットの匿名性を利用した個人の名誉やプライバシーの侵害等日本社会全体に不寛容で排他的なムードが広がりつつあることから、こうした新しい課題に対しても適切な対応ができる社会を目指して教育や啓発を進める必要があります。● 基本的な人権の尊重という観点はもちろん、社会の活力を生み出すためにも多様性の尊重、機会の平等が重要な課題となっています。

(2) 施策の内容

① 正しい理解を広める教育・啓発の推進

- ◇ 人権問題に関する講演会やパネル展等の開催を継続して、人権意識の向上を図ります。
- ◇ 外国人やLGBT、ヘイトスピーチといった新しい課題も含めた多様な人権問題に関する啓発に取り組みます。
- ◇ これから道徳観や倫理観を形成する若年層や、各種の施策や支援制度を運用する行政職員に対する教育や研修の強化を図ります。
- ◇ 学校は、人権教育に関する授業公開や意見交換の場などを設け、家庭や地域との連携を図ります。

② 人権侵害の救済に向けた対応と人権擁護

- ◇ 偏見や差別による人権侵害等が発生した場合は、被害者の救済を第一義に、関係機関や人権擁護委員等と連携して対応します。
- ◇ 上記関係機関等と連携して、相談・支援体制の強化を図り人権擁護に努めます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)
人権が守られていると感じる市民の割合 (アンケート調査)	77.9%	80%	85%
人権問題に関する講演会・研修会等の参加者数〔年間〕	865人	880人	900人
無料法律相談・特設人権相談の受付数〔年間〕	58人	68人	76人

27. 男女共同参画

■10年後のまちの姿

- ◇ 男性と女性が互いを尊重し支え合い、性差による男女の固定的な役割分担意識を解消することで、すべての人が生き生きと活躍できる社会が実現しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等意識の啓発や男女が共に働きやすい環境の整備等に率先して取り組みます。

市民等は、男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、互いを尊重し支え合うよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会やパネル展等を開催して男女共同参画社会に関する啓発を図ってきました。 ● 関係機関と連携してDV被害に関する相談窓口の周知を図ってきました。 ● 男女共同参画による活力のあるまちづくりを進めるため、政策・方針決定の場や地域活動等における女性の参画を推進してきました。 ● 企業における男女共同参画の取組や仕事と家庭生活等が両立しやすい環境づくりを推進してきました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会とパネル展を毎年1回程度開催しており、平成27年度は600人の来訪がありました。 ● 市の各種審議会・委員会等に積極的に女性を登用しており、女性登用率は年々上昇傾向にあります。 ● 企業への働きかけの1つとして、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録と支援を推進しており、平成27年度末現在3社が登録しています。 ● 第2次胎内市男女共同参画プラン21の策定に当たり、平成27年3月に実施したアンケート調査では、家庭、職場、地域社会の各場所で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」という回答が多くなっています。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートを通じて市内には男女の固定的役割分担意識が根強くあることから、慣習や慣行にとらわれず、一人一人が個性や能力を十分に発揮するための意識づくりが必要です。 ● 人口減少・少子高齢化社会における経済・社会の活性化という観点から女性の社会参画が期待されています。そのためには、出産や子育てに対する支援の充実、子どもを産み育てたいと思える環境づくり、女性が仕事を続けやすい、または、出産等により一旦退職した女性が再チャレンジしやすい社会づくりが必要です。

(2) 施策の内容

① 男女平等意識の啓発

- ◇ 男女共同参画に関する講演会やパネル展等の開催を継続して、男女平等意識の啓発を図ります。
- ◇ DV・セクハラ等防止のための啓発や相談窓口の周知に努めます。
- ◇ 固定的性別役割分担意識・社会的慣習の解消・改善に向けた情報発信を行います。

② 男女がともに働きやすい環境の整備

- ◇ 男性の家事・育児・介護への参画を促進するため、これらに関する能力向上の取組を実施します。
- ◇ ハッピー・パートナー企業の登録等、企業に対する働きかけを継続して推進します。
- ◇ 子育てサービスや介護サービスの拡充、出産・子育てで一度職場を離れた女性に対する職業訓練や再就職支援の拡充等、仕事と家庭の両立を支える環境の整備を図ります。

③ 行政が率先する男女共同参画の推進

- ◇ 市の審議会等への女性の積極的な登用を継続して推進します。
- ◇ 男性の育児休暇の取得奨励や女性管理職の積極的な登用等職場環境の整備・風土の改善を進めます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成 33 年度)	最終目標 (平成 38 年度)
男性は仕事、女性は家庭というような固定的性別役割分担意識について、解消していった方が良いと思う市民の割合 (アンケート調査)	66%	70%	75%
ハッピー・パートナー企業登録数〔累計〕	3 社	15 社	20 社
市所管の各種審議会等における女性委員の割合	28.6%	33%	38%

28. 行政運営

■10年後のまちの姿

- ◇ 時代のニーズや市民のニーズにしっかりと向き合った行政運営により、効率的で質の高いサービスが提供されています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、市民の視点に立った行政運営を基本に行政改革を推進し、時代に適応した効率的で質の高い行政運営に努めます。

市民等は、単に行政サービスの受給者という枠を超えて、当事者として行政と連携し、行政の新しいチャレンジを支えるよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">● 厳しい財政状況の中で充実した行政サービスを提供するため、最小の経費で最大の効果を発揮することを目指す行政改革を推進してきました。● 市が実施する施策、事務・事業について、実施方法、費用や効果、目標の達成度合い等を評価・検証することにより、行政経営資源（ヒト・モノ・カネ）の配分を改善する行政評価を実施してきました。● 職員数の適正化を進めながらサービスの質の維持・向上を図るため、組織や執行体制の見直しを行う組織機構改革を積極的に進めてきました。● 高度化・多様化する市民要望に対応するため、職員に対する研修等の人材育成に取り組むとともに、職員の健康管理、メンタルヘルス研修等も行ってきました。
現状	<ul style="list-style-type: none">● 平成27年度末において、40を超える施設で指定管理者制度を導入し、民間企業やNPO等の力を生かした行政運営の効率化や行政サービスの向上を図っています。● 市独自の新採用職員研修、人権啓発研修、メンタルヘルス研修等を実施しているほか、県やその他の機関が実施する研修への派遣等を行っており、毎年延べ500人以上の職員が研修に参加しています。● 平成26年度から、窓口業務担当職員を対象とした接遇・クレーム対応研修を実施し、研修後には実際に窓口を利用した市民に対して職員の窓口対応を評価するアンケートを実施した結果、「大変満足」「満足」が9割という評価を得ました。● 平成28年度よりストレスチェック制度を導入し、高ストレス者の早期発見と職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境の改善に取り組んでいます。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none">● 財政状況が厳しい中でも地方分権、地方創生を担う地方自治体の役割が大きくなっていくことから、行政改革を推進し、市民のニーズに的確に応えられるよう、合理性、柔軟性、透明性、迅速性を備えた組織体制を構築することが必要です。効率化を進める一方で、窓口利用者等に対する丁寧な対応も求められることから、市民の視点を常に意識して行政運営を進める必要があります。● 職員数の削減が進み1人当たりの業務量が増加していることから、限られた人材で最大の効果を発揮するために、研修や職員の健康管理等を強化する必要があります。

(2) 施策の内容

① 行政評価と業務内容の改善

- ◇ 行政評価システムに基づいて継続的に業務内容の評価・改善を進め、業務の効率化と透明性の確保を図ります。
- ◇ 新たな行政サービスの導入検討や既存の施策の改善を図るため、場所や期間を限定して施策を試行する社会実験等の取組を積極的に推進します。

② 実行力の高い執行体制の構築

- ◇ 社会状況の変化にあわせて課・係の新設や統廃合等の組織体制の見直しを行います。
- ◇ 複数の政策分野に関わる重要な課題がある場合には、部署を横断するプロジェクトチームを立ち上げて柔軟に対応していきます。
- ◇ 業務の性質等を慎重に見極めながら、指定管理者制度や管理委託の導入のほかPPP/PFI等の活用を検討します。

③ 広域連携の強化

- ◇ 広域的な連携を行うことにより、必要な機能の確保や更なる業務の効率化を図ります。

④ 職員の能力を引き出す人材管理

- ◇ 人事評価制度を活用し、職員の意欲向上や人材育成を図り、組織の活性化と公務能率の向上に取り組みます。
- ◇ 職員の法令遵守や職業倫理に関する意識の向上のほか、新たなテーマを取り上げながら職員研修の拡充を図ります。
- ◇ 健康診断やメンタルヘルス対策の徹底、適材適所の人員配置等を通じて、職員が持てる能力を発揮できる環境づくりとワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

(3) 成果指標

指標
(行政改革大綱の進捗に関する評価による)

29. 財政運営

■10年後のまちの姿

- ◇ 望ましいまちづくりのために必要とされる健全で安定した財政基盤を確立しています。
- ◇ 適切に管理された公共施設やインフラが負の遺産とならずに機能しています。

＜施策展開の基本的な考え方＞

行政は、経営的視点に基づく規律ある財政運営と安定した財政基盤の確立に努めます。

市民等は、納税の義務を果たすとともに、市の財政を家計に置き換えて理解し、選択と集中の考え方のもと投入されている税金の使われ方に関心を持つよう努めます。

(1) 現状と課題

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政の健全性に関する指標の1つである実質公債費比率の抑制を目標に、歳入歳出の徹底した見直しに取り組んできました。 ● 行政評価に基づいて事務・事業や補助金の見直し、指定管理者制度の導入等を進め、歳出の削減を図ってきました。 ● 平成21年4月に新潟県と市町村が共同で滞納整理を行う新潟県地方税徴収機構が発足し、ここで得た知見を生かして市税の徴収方法の改善を図りました。 ● 未利用地を中心とした市有財産の売却や賃貸により、管理費用の削減と財源の確保を図ってきました。 ● 公共施設等の維持管理・更新に要する将来の負担を推計し、適正管理に関する基本的な考え方を「公共施設等総合管理計画」としてまとめました。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人・法人の市民税は、景気によって増減があり、概ね15億円前後で推移しています。市税税収の5割超を占め基幹税となっている固定資産税収入は、減少傾向にあり、過去10年間に2億円程度減少しています。 ● 悪質な滞納者には差押えを実施して滞納額の低減に努めた結果、市税徴収率は増加しており、平成27年度には97.1%となっています。また、コンビニ収納を実施した結果、納期内納付者が増加しており、滞納繰越額の低減につながっています。 ● 公債費や人件費の抑制を進めてきましたが、扶助費は過去10年間で約2倍に増加しています。 ● 実質公債費比率は、目標としていた起債制限の基準18%未滿を平成23年度に達成し、平成27年度には13.3%まで低下しています。 ● 人口当たり職員数を基準に削減目標を設定して職員定数の適正化を進めた結果、過去10年間に職員数が約15%減少しています。 ● 市民アンケートでは、限られた財源の中で行政サービスを充実させていくためには、効率化や無駄の見直しのほか、資産の売却や広域連携による対応または事業の縮小・廃止が必要であるとの声が多くありました。
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化や人口減少に伴う市税収入の減少、地方交付税の合併算定替や合併特例債の期間終了等歳入の減少が予想されます。一方、歳出は、高齢化に伴う社会保障費の増大や老朽化した公共施設等の維持管理費の増大が予想されます。 ● 今後は無駄の削減だけでなく、選択と集中の考え方により、歳出の抜本的な見直しを図る必要があります。 ● 財政上大きな負担となっている公営企業への繰り出しや各種施設運営費の抑制を図るため、公共施設の統廃合や包括的民間委託の導入等を積極的に検討することが必要です。 ● 景気回復や経済成長がない限り市税収入の増加が期待しにくい状況ではありますが、安定した財政基盤の確保に向けて市税収入の安定化や新たな財源の獲得を進める必要があります。

(2) 施策の内容

① 行政評価と連動した財政運営の推進

- ◇ 行政評価と予算配分の連動性を高めながら、行政評価に基づいて、業務の改善による経費の削減や有効性に関する評価を反映した予算額の見直し等に継続して取り組みます。
- ◇ 適正な実質公債費比率の維持や職員定数の適正管理等を継続して歳出の拡大防止を図ります。
- ◇ 健康・福祉分野をはじめとして予防重視の戦略的な予算配分による歳出の圧縮を検討します。

② 公契約等の適正化

- ◇ 業務の性質等を慎重に見極めながら、指定管理者制度や管理委託の導入のほかPPP/PFI等の活用を検討します。【再掲】
- ◇ 公営企業、第三セクター等の経営の健全化を目指し、中長期的な視点に立った経営に取り組みます。
- ◇ 契約の透明性や事業の効率性を確保しながら、市内企業育成の観点から、地域内の資金循環を高め、市経済の活性化を図ります。

③ 公共施設等の適正配置と有効活用

- ◇ 公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設・インフラの更新、長寿命化、再配置や統廃合等を推進し、将来負担費用の圧縮を図ります。
- ◇ 廃止施設や遊休地・未利用地等の市有財産の売却・貸付を推進し、財源の確保を図ります。
- ◇ 施設整備に当たって民間の知見や資金を生かし、建設費やその後の維持管理費を抑える低予算開発を推進するとともに、市道等を活用した中条市に代表されるような施設の開放や柔軟な運用によって維持管理費を捻出するといった新たな取組を検討します。

④ 新たな財源の確保と公正な賦課徴収の推進

- ◇ ふるさと納税、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等各種制度を活用した財源の確保に取り組みます。
- ◇ 市の財政状況や税金の使い道等を市民に分かりやすく伝えることで、市民の納税意識を高めます。
- ◇ 課税客体の適切な把握と継続的な滞納整理の実施により、公平で適正な賦課徴収に努めます。

(3) 成果指標

指標	現状	中間目標 (平成33年度)	最終目標 (平成38年度)
経常収支比率	91.2%	90.6%	90%
実質公債費比率	11.6%	11.3%	11%
将来負担比率	164.6%	163.3%	162%
現年と滞納繰越分の市税徴収率	97.15%	97.22%	97.25%
市税の滞納繰越額	100,896千円	100,214千円	99,984千円